

戦国期における富士門徒の動向Ⅲ

武田氏の駿河侵攻と富士門徒〔一〕

菅野憲道

三国同盟の破綻

永禄三年⁽¹⁵⁶⁰⁾、尾張桶狭間で今川義元が織田信長に討たれると、今川氏の武威は急速に衰えていく。永禄五年には松平元康（徳川家康）が織田信長と結んで三河や遠州に動揺がおこり、永禄八年には反乱が続出する三河から撤退し、かわって三河を平定した松平（徳川）氏と対立関係となった。

すると今川氏真の統率力に疑いを持った武田信玄も織田・徳川との提携に向かい、信長の養女を四男勝頼の嫁に迎えて同盟関係を結んだ。一方、これに異を唱えて幽閉されていた嫡子の義信を自殺に追い込んでいた。

こうした動きに今川氏真も永禄十年八

月には甲州への塩どめを行い、同年末には信玄と対立する越後の上杉謙信に使いを送って手を結ぼうとするなどの対抗策をとる。

今川・武田間の不信は次第につのつていつて三国同盟は破綻し、永禄十一年二月には武田信玄と徳川家康の間で今川攻略についての密約がとりかわされ、さらに同年十月には駿甲国境の交通が閉ざされるなど、いつきに緊張状態が高まっていった。^①

第一次駿河侵攻の推移

永禄十二年⁽¹⁵⁶⁹⁾十二月六日、信玄は駿河侵攻の兵を挙げ、甲府から出陣した。これに対抗して今川氏真は興津清見寺に陣をはり、薩埵山でこれを迎え討とうと

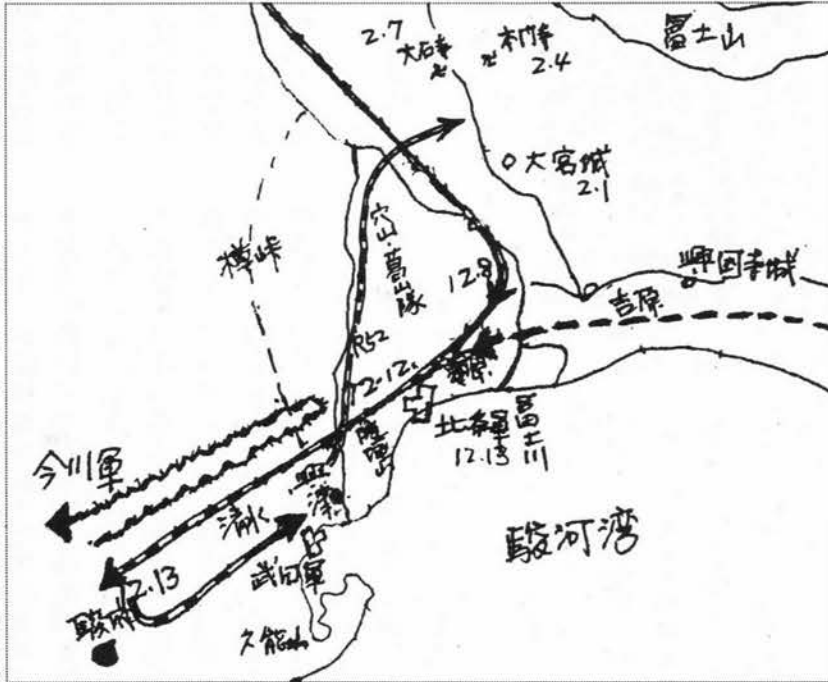
した。富士川ぞいに南下する武田軍に対し、同盟関係にある北条軍と東西から挟み撃ちしようとの戦略だった。しかし、軍略にまさる信玄はすでに多くの今川方の有力武将と内応しており、十二日、薩埵山で武田軍を目前にすると瀬名・朝比奈・葛山氏らが陣を離れ、戦闘らしい戦闘もないまま総崩れとなり今川軍は敗走する。翌十三日には氏真は一戦も交えないまま駿府館（静岡市）を捨てて懸川城（掛川市）に逃避し、駿府城は焼き払われてしまった。

一方、急を聞いた北条軍はすぐさま援軍を送り、信玄が駿府を占拠した十三日には武田軍の後を追うように富士川を越え薩埵山まで急追して布陣した。さらに大宮城には富士氏が兵を集めて籠城した

ため、武田軍は甲州への往還路を断たれるかっこうとなり、今川軍はあつげなく敗走したものの、武田軍にとつても戦況はきわめて厳しいものであった。興津川を挟んで、武田・北条双方の主力軍のにらみ合いが続くことになった。

同じ頃、一方では徳川家康がかねてから信玄との密約どおり十二月十二日、遠江への侵攻を開始、翌年正月には今川氏真の籠もる掛川城を包囲し、こちらでも膠着状態にはいつている。

正月二十六日、北条氏政は本陣を薩埵山に設け、本格的に武田軍を封じ込める作戦に出た。これは、甲斐本国が留守の手薄な間に甲・信を侵略させる作戦である。雪解けをまつて越後から上杉謙信が出陣してくるのに期待し、それまで信玄を駿府に封じ込めようという計略であった。



武田氏の駿河侵攻関係図

にらみ合いが続く間にも、武田氏は房総の里見氏、常陸の佐竹氏、下野の宇都宮氏に背後から小田原城を攻めるよう使

者を送ったり、織田信長に仲介役を頼んだり、さまざまな外交を試みている。

ところが、三月中旬になると徳川家康と今川氏真の間に和睦の動きが有り、掛

川城開け渡しにむかつて動き出した。

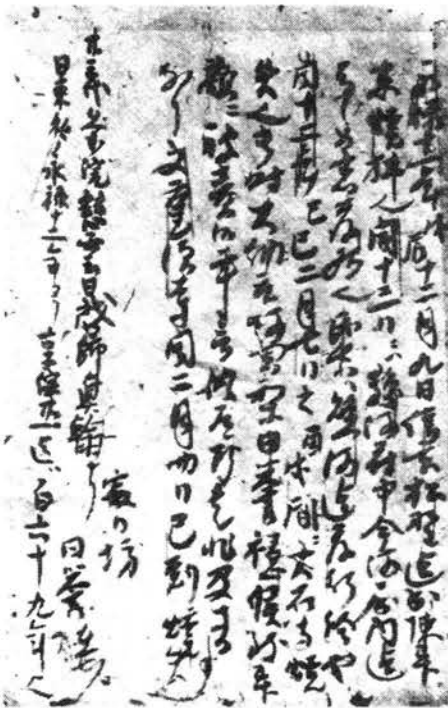
いよいよ窮地に陥った武田信玄は結局、富士口の往還路奪還をあきらめ、危険な賭けにでた。久能城（静岡市）と興津城（清水市）に守兵と兵糧を籠めおき、樺峠越えの険路を切り開きながら大軍をいったん甲斐に脱出させるというものである。敵に気づかれたらひとたまりもない窮余の策であったが、四月二十四日ひそかに決行し、首尾よく虎口を逃れることができた。②

無事国許に帰った武田信玄は再び態勢を立て直し、翌々年にかけて再三再四にわたる駿河攻略を繰り返し、ようやく領国化に成功したのであった。

大石寺・本門寺の焼討ち

ところで、上野大石寺および北山本門寺がこの頃、武田の兵火にかかったことはよく知られているが、時期およびその動向については、武田氏の駿河侵攻が数次に渡って行われたこともあって、早くから正確な伝承が失われていたようである。

たとえば因師の『日有上人聴聞抄聞書』には、



寂日坊日誉の記録 (写本)

「中かんづく永録十二年己巳二月七日重須の堂を焼き、同六月当山堂閣を焼き僧衆を責む、剩へ永録十三年信玄出陣し当山の境内を以て陣屋となして・根方興国寺城之を責む、然る処に八月十二日大風大波立ち寄り・原吉原の道にて源氏重代の八幡の旗を津波に取られ軍勢を流され漸く信玄近習の侍のみ此の大石が原を逃げ帰る、終に甲府に入る後出ることなくて死去し畢ぬされば信玄が本生は曾我の五郎時・大石が原にして祐経を打つて孝の一分に似たれども実の孝に叶はず、故に悪人なる信玄を生するに至り罪障を重ぬ、此大石が原の仏法に敵対する大罪至極な

り、何ぞ浮ぶ期有らんや・後代の為に之を記し置く、具に武田軍記・甲陽軍記・信長軍記等の如し云云。」^③
すなわち因師によれば、軍記物を依拠として、武田軍は永禄十二年六月に大石寺を焼き払い、ついで大石寺境内を陣屋に作りかえ、翌十三年には、信玄が興国寺城攻めのために大石寺陣屋？を経て出陣したという話になり、さらには信玄が曾我兄弟の生まれ変わりだという俗説に付会している。
また富士年表ではこれを典拠として、
「永禄12年2・4 重須諸堂焼失
同年6・7 大石寺諸堂焼失」
と記している。

ところが、この因師が典拠の一つとしてあげた寂日坊日誉の記録^④には、
二月四日重須本門寺焼失、
二月七日大石寺焼失と明記されており、武田軍の動静についても、「九日松野まで出陣」「同十三日には駿河府中今河属内迄はじめ悉く落給う也。氏真

は懸河まで落行給う也」と正確に記されている(写真参照)。

この文書は焼き討ちを受けた大石寺が西(午後六時頃)から戊(午後八時頃)までの間に焼け落ちて、大納言阿闍梨日誉は隠れていたこと、「敵(武田軍)に責められ候こと、言語道断是非におよばざることなり」と記してあり、写本ながら当時の惨状を体験した者ならではの貴重な史料なのである。^⑤(諸記録④)

後世の編纂物である軍記物には、創作や誤謬が多く、歴史資料として扱うことはきわめて慎重でなければならぬことは現代歴史学の常識である。しかし因師は一次史料ともいふべき寂日坊日誉の記録を見ながら、軍記物の月日に重点を置いたため六月焼き討ち説を創作し、これを富士年表も漫然と引用したために誤謬をそのまま受けついたのである。翌年の興国寺攻めに際して大石寺を陣所とした説も、焼き討ちした寺跡を武田軍が陣所として使用したなどは当時の戦況からは考えられず、前述の河東一乱における武田軍の宿所として使用されたことと混同したものと考えられる。^⑥

そこで、二月初旬の武田軍などの動静をもう少し詳細に見ていく必要がある。

戦場化した富士上方

駿府陥落後、興津川を挟んで西に興津城（横山城）の武田軍、東に薩埵山（蒲原城）の北条軍が対峙し、四ヶ月にわたって臨戦態勢のまま戦況が膠着した。

このことは武田軍にとって死活問題であった。すなわち生命線ともいべき甲州との往還路を塞がれたままとなったからである。往還路とは興津川をさかのぼって富士川ぞいに北上する現国道52号線の身延道ルートと、本栖湖・猪之頭・上野・大宮の山麓ルートが、駿甲往還の二大ルートである。

ところが富士氏が大宮城に立て籠もって抵抗しているため、武田軍が甲府に引き返すには極めて危険な状況となつてしまったのであった。

すなわち、山麓ルートは敵の支配下にあり、富士川ルートは、遡上が困難なうえ狭隘で、敵襲をうけたら寸断される危険な通路だったのである。

そこで、信玄は往還路を確保すべく、

数次にわたって富士口に兵を展開したのであった。

次の文書は吉原の土豪で廻船業を営む矢部氏への北条氏からの指令書である。

「明日吉原川内へ兵糧可入候間、其地之船松而上へ上、石巻代相談、吉原河東二可積置候、然者敵今日千計手を分、興津口を上へ上候間、富士口其口へ可為行歟、当陣城□（者カ）、如何ニも堅固候間、明日人衆を富士川端へ打出、可及指引候、其元可入精候、吉原海際人之不渡様ニ、能々□切船渡一三味ニ致之可置候、万端可入精□（候カ）、仍如件

□（印文「禄寿応穩」）

巳（永禄十二年）正月晦日 石巻 奉

太田四郎兵衛殿

鈴木弾右衛門尉殿

矢部将監殿」⑦

長期戦に備えた北条軍が、兵糧を搬入するため、矢部氏らに吉原河東に積み置くよう、また遮断してあった海際の通行監視を徹底するよう指示する内容である。中でも注目されるのは、「然れば、敵、今日千ばかり手をわけ、興津口を上へ上

り候あいだ、富士口、その口（吉原口）への行い（戦闘行為）行いたるべく候」という文面である。

前田利久氏はこの文書と、富士氏への感状中の、

「殊に巳二月朔日、穴山、葛山方を始めと為し、大宮城へ動きを成すと雖も、手負死人出し仕り、還つて勝利を失い引き退き候」⑧

という部分、すなわち大宮城に籠城する富士氏が武田軍を撃退したとの文面にふれ、

「信玄が興津川で対陣の態勢をとりながらも、兵の一部を富士郡に差し向けて、帰路を確保すべき行動に出たことがわかる。また翌二月初日に（中略）大宮攻撃を行った穴山・葛山隊とは、この時差し向けられた千余りの兵を示すものと思われる」と指摘している。⑨

こうしたさなか二月二十五日には、北条氏康が富士信忠に、敵地偵察を要請する文書があり⑩、加えて次の文書は、同年二月から三月にかけて大宮城の攻防のみならず、富士上方一帯が戦場化したこ

とを示している。

「正月以来度々燭粉骨、去二日於上野筋敵二人討捕候、高名之至感悦候、氏真御本意之上申立可加忠賞者也、仍如件、

永禄十二年己巳 三月八日

氏政（花押）

井出甚助殿^⑩

「三月二日於上野地、敵忒人討捕由、誠高名之至候、氏真御本意之上、御感候様ニ可申立候、仍如件、

永禄十二年己巳

三月廿三日 氏政（花押）

井出藤九郎殿^⑪

この井出藤九郎正直と井出甚助は親子で、興津氏を寄親とする土豪、甚助はのち徳川家に仕えた井出志摩守正次のこと、北山本門寺の有力檀越でもある。

この井出父子が両寺が焼き討ちにあった翌月に上野辺で穴山・葛山隊の兵と戦い、計四人を討ちとつたのであった。

一方、武田氏は三月七日にはすでに今川氏の被官と思われる小泉の清氏、黒田の由比氏らの所領跡を佐野左京亮に対し宛行っており^⑫、これらの文書から富士

上方の土豪・地下人は武田・今川（北条）の戦闘地域にあって、その帰趨を異にして攻防を繰り返していたことが分かる。

結局、二月四日北山本門寺、二月七日大石寺の焼失事件は、武田軍別働隊ともいべき穴山・葛山隊による富士口往還路確保の作戦のため、敵属の寺家として焼き討ちされたものであることが浮かび上がってくるのである。（つづく）

補注

- ① 静通史編② 1015頁
- ② 静通史編② 1022頁・地方史静岡22号前田利久「武田信玄の駿河侵攻と諸城」
- ③ 富要集1巻197頁
- ④ 因師同書に「答ふ寂日坊日誉が記既に現証なり、当山の堂舎を焼くのみに非ず・其時の呵責言語に絶するなり・具に記文の如し」とある。
- ⑤ 能勢順道編・諸記録第4部
- ⑥ 河東一乱と富士門徒五（恵日108号）
- ⑦ 静史料編7三六〇四号 北条家朱印状
- ⑧ 静史料編8三五八号文書



浮島沼より富士を望む（明治期）

- ⑨ 地方史静岡20号「戦国大名武田氏の富士大宮支配」 p 60
- ⑩ 静史料編7三六五六号 北条氏政感状
- ⑪ 静史料編7三六七三号 北条氏政感状
- ⑫ 静史料編7三六五三号 武田家朱印状

戦国期における富士門徒の動向Ⅲ

武田氏の駿河侵攻と富士門徒二二

菅野憲道

三六次にわたった駿河侵攻

近年の静岡地方史研究の集大成ともいえる「静岡県史通史編2」には、武田信玄の駿河侵攻が、永禄十一年末から元亀二年まで六次にわたった侵略で段階的に支配領域をひろげていったことを考証し、信玄の行動を詳細な年表^①として掲げられている。いまその要点を摘記する。

永禄12・6・25

永禄12・7・3

永禄12・11・22

永禄12・12・6

永禄12・12・12

永禄12・12・13

元亀1・1・27

元亀1・4・20

元亀1・5・14

元亀1・8上旬

V 元亀1・12上旬

元亀2・1・3

元亀2・1・16

VI 元亀2・2・16

元亀2・2・23 田中城(藤枝)へ

大宮城攻撃
大宮城落城
富士口より大宮城へ
蒲原城落城
薩埵砦を破る
駿府再占拠
花沢城(焼津)開城
富士口より大宮城へ
吉原・沼津で北条軍と戦う

駿河侵攻
駿府館を焼き討ち
(大宮城攻撃・本門寺・大石寺焼き討ち)
甲府に撤退
御殿場口より深沢城
大宮城攻撃
大宮城落城
富士口より大宮城へ
蒲原城落城
薩埵砦を破る
駿府再占拠
花沢城(焼津)開城
富士口より大宮城へ
吉原・沼津で北条軍と戦う
黄瀬川に陣し興国寺城・葦山城を攻撃
駿河に兴国・深沢城攻撃
興国寺城攻撃
深沢城(御殿場)開城
甲府から大宮城へ

第一次侵攻に際して、北条軍に封じ込められそうになった武田信玄は、永禄十二年六月からまず大宮城・蒲原城・薩埵砦と陽動作戦をまじえながら順次攻撃して、駿甲往還路の周辺地域を制圧確保すると、翌年には花沢城・深沢城・興国寺城と矢継ぎ早に北条・今川軍を攻撃、駿河一国支配をめざしたのであった。また以上の期間には北条軍を牽制するため武蔵・相模・西上野・小田原・上野・信濃にまで各地に転戦している。すなわち、駿河侵攻は決して一時に成就したのではなく、度々の戦闘や調略によって、三年間をかけてようやく駿河一国を支配領域に収めたのであった。それも、この三

年間の信玄自身の駿河在陣が本国滞在期

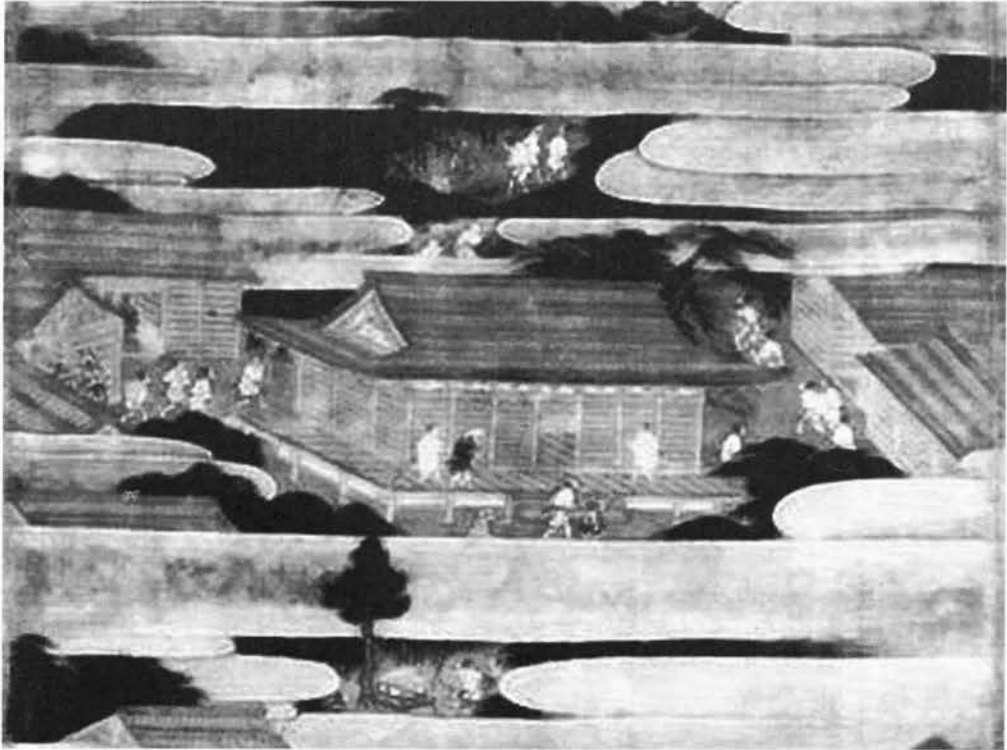
間よりかなり長かったというほど、全精力を尽くしての侵攻作戦であった。

大宮城が開城するまでの経緯については前田論文の「戦国大名武田氏の富士大宮支配」②に詳述されている。ただし大宮城は北条氏照書状に「然者駿州之内富士屋敷へ信玄取懸被相攻候、悪地誠ニ雖屋敷同前之地ニ候」③とあるように、もともと大宮司富士氏の居館を要害化しただけの、小規模な砦であったと思われる。武田軍の大宮城攻防は、北条氏照書状に、

「一甲衆駿州之内号

富士屋敷地へ、去廿五日相動、宿城致損、五百余人手負仕出之由申来候、信

玄ハ中途ニ被立馬之由申候」④



天文頃の浅間神社(「富士参詣曼荼羅」部分)

ついたようである。

信玄は、大軍をもって大宮城を包囲しながら、これを力づくで押すことなく、大井高政宛信玄書状に「对于穴山左右衛門大夫、城主富士兵部少輔惇望候間、令赦免候、城請取、当表恙達本意候」⑤といつて、開城と引き替えに城主と城兵を赦免している。これは、後に明らかになるが、駿甲往還の要衝たる大宮城を改修しそのまま再利用しようとしたこと、また駿河の領国支配のため富士浅間社の宗教的権威を利用する必要がある、大宮司富士氏の名跡を惜しんでのことであったと思われる。

また、この時大宮城には富士上方給人衆五十余騎⑥と称された土豪達が富士氏の指揮下に立て籠もっており、その中には井出伊賀守⑦、井出藤九郎・正次父子、鈴木助一等、富士門徒の檀越と思われる人々も含まれていたと考えられる。この同心衆も富士氏とともに大宮城を出て、北条新三郎氏信の守る蒲原城に立て籠もったが、同年十二月の蒲原城の落城で北条・今川氏の家臣はじめ、上方五十騎衆の多くが討ち死にしたようであるが、富

とあつて、早い段階で大勢が決し、信玄は穴山信君に処理を委ね、途中で帰途に

士氏^⑧や井出氏は虎口を逃れて落ちのび、流浪していった。

寺家衆の避難

以上述べてきたように、富士上方は永禄十一年末から翌年末頃まで、また下方は元亀二年末の甲相一和までの三年余り戦場と化し、両軍勢力図がまだら模様になって拮抗していたのであった。

戦国期における戦場とは、軍隊の戦闘行為だけに止まらず、雑兵の稼ぎ場であり、乱取り（掠奪）・放火・誘拐・刈田などが横行する無法地帯でもあった。そのため、出陣の噂を聞いた寺家や農民は資財道具を持運び、山深くの小屋や、領主の城郭に逃げ入り、放火・乱暴から逃れようとした。時には、郷村の有力名主や寺家衆は礼金を持参して制札をもらい受けたり、槍鎌をもって山中に潜み自衛することも珍しくなかった。^⑨

武田軍の侵攻に対し、寺家衆はどのような行動をとったか、その軌跡を見てみたい。まづ太原崇孚（雪斎）の住持した善得寺の例をみてみよう。

「……而永禄十一年戊辰十二月十三日、

武田信玄入道競望本邦、無レ故以ニ数万甲兵ニ乱入、氏真西走、甲人之一炬、國中焦土矣、唯余ニ本寺者而三月、翌



善得寺公園（富士市今泉）

年二月、本寺亦罹ニ乎兵火、洪兄（景筠玄洪）出奔、遠客ニ豆・相之滄浪ニ也、緇素一両輩残留、見ニ甲軍之襲来、翌ニ出本尊地藏薩埵・中興宝珠禪師（太原

崇孚）両箇木像於山門首、撰ニ類火之不可レ及樹下、安置両箇於一床ニ了、藏ニ身於深山、甲軍引退之後、又出頭来而見レ之、則薩埵者都為レ灰燼、禪師独儼然安坐不レ動、即奉レ移ニ伊豆、自ニ伊豆ニ移置ニ清見寺、至ニ于今日、奉レ還ニ当山、^⑩

これは太原崇孚の三十三回忌の追善の香語（諷誦文）の一節である。これによれば、善得寺は永禄十二年二月に兵火に罹ったのであるが、後住の景筠玄洪はすでに伊豆・相模方面に逃れていたという。山内には僧俗二人が居残り、武田軍の襲撃が迫ったとき時、本尊の地藏菩薩像と太原崇孚の木像を山門から担ぎ出し、類焼しないように二体とも一処に樹の下において山奥に逃げた。その後武田軍が引き上げたので、又出てきてみると地藏菩薩像の方は燃えて灰となり、雪斎の木像だけ焼け残っていた。そこでさっそく雪斎像を伊豆に移し、その後伊豆から清見寺に移し、十数年を経てようやく再興した善得寺に還ったという内容である。

臨濟宗に限らず、諸宗の寺家衆も、武田家に縁故のあるものとはともかくとして、

その多くは伊豆に逃れていたようである。富士門徒の場合を見てみよう。

北山本門寺が永禄十二年二月四日に武田軍の兵火に罹ったことは前号に述べたが、同寺の文書にも、

「(日出置文裏書)本堂永仁六年二月二十五日の建立、永禄十二曆己二百七十二年に当て二月四日焼失也、拾年已後に建立、

願主渋谷伊賀守、御影堂願主和大夫妙満入道、同天堂秩父日向守号法源入道」^⑩とある。

また沼津市獅子浜の本能寺「由緒書上之事」(日出書写本尊脇書?)によると、「蓮尊坊日教阿闍梨令授与

富士山本門寺日出判

永禄十二年正月廿日駿甲両国御取合之時分御影御供申於越年仕候」^⑪

と記録されている。この寛政七年の由緒書きでは、武田信玄の駿河侵攻の年次を誤って推定しているが、(ここでも江戸後期にはすでに戦国期の教団史が伝説化され、誤って伝承されていることが分かる)、文中の日出師の記録では永禄十二

年正月二十日、すなわち武田軍が侵攻してきた混乱の中、寺家衆は日蓮大聖人御影像(いわゆる生御影)のお供をして、笈に納められた聖教類とともに獅子浜本能寺に戦火を避け、翌永禄十三年(元亀元年)まで避難していたことが判然とす。その十四日後に本門寺は焼き討ちにあったのであるから、きわどい避難であった。

ちなみに、この獅子浜は伊豆における北条軍の支城の一つ獅子浜城があり、本能寺の寺域も戦時には城郭の一部として利用されたと考えられている。本門寺衆も、妙本寺同様^⑫に領主の城郭内に逃げこんでいたのであった。

つぎに、小泉久遠寺の場合を調べてみると、次の書状にこの時の避難のことがふれられている。

「(日侃書状案)態令啓達候、仍駿州不慮之大乱、多年之御牢落、申届度雖令存候、敵対之境、通路不自由之間、無沙汰罷過候、随而自当寺相拘候富士久遠寺之事、本尊并衆徒等、乱中豆州ニ致蟄居、御代お相待候処、信玄弥出張之上、豆・駿案外和親ニ罷成候、因茲

諸寺地下人等、全本覆候条、久遠寺と同奉対、雖相似不忠、衣鉢与云難堪与云、列世上之次候、彼国御本意之時分者、如前々蒙高恩候者、三世之満足不可過之候、乍輕尠二色表一儀計候、此旨宜預御披露候、恐々謹言、

月 日 妙本寺日侃
早川御奉行所」^⑬

この書状の背景をいえば、元亀二年十月三日に北条氏康が死去し、十二月頃には氏康の遺言もあり北条氏政は武田信玄と和睦(甲相一和)をしている。そのため北条氏の庇護を受けて早川(小田原市)に仮寓していた北条氏真は、すでにこのころは僅かに付き従った家臣達も次第に暇を乞うて離れつつあったが、これによって没落は決定的となった。この後には暗殺を恐れてか、氏真は徳川家康をたよって小田原から逃れることになる。

こうした時期、久遠寺の寺家衆もやむなく世間なみに今川氏を見限って武田氏の支配下で久遠寺再興にとりくむために、妙本寺日侃から今川氏真に旧来の恩顧を謝しての挨拶状の案文である。

文中「富士久遠寺の事、本尊并に衆徒

等、乱中豆州に蟄居致し、御代をあい待ち候ところ……とあって、久遠寺衆もまた伊豆に本尊御影・聖教資具等を運んで戦火を避けていたのであった。伊豆には富士系の吉田光永寺や大見本弘寺と通^⑤用があつたようで、これらを頼つて避難したとも考えられる。

大石寺の場合、永禄年中の兵火を避けてどこに避難したかは明らかではない。ただし、沼津市井出にはよく知られた「蓮興寺井に御穴の由来」という伝承が残っている。この由来はあまりに荒唐無稽な伝説のため、現在ではほとんど無視されているので耳にする機会も少ないから、冗長になるが一部を紹介する。

〔前略〕……大永四年四月中本山第九代日有上人の御世に成り甲斐源氏三河の守井に波木井義實等身延山の僧俗を語らひ、軍勢を調ひ富士の大石の寺を打破り、寶物を奪ひ取らんと欲する由風聞しけるを日有上人聞き玉ひ、直に南條殿に報知し、又一方には井出志磨ノ守に告げて其の要意を為し、大御本尊及び御重寶等悉く馬に付け、井出氏の館庵室の後ろの岩を堀り穴を穿ち、

窃に御本尊井に御生骨御灰骨等を隠し置き参らせ、今や軍勢来るべしと持ち構へ一戦に

及ばんと、上野には南條次郎七郎兵衛殿御固め有り當方には井出志磨の守嚴重なる守護を為せし、其の偉力と勢ひに

恐れをなし少しの手出しもなせずして、三河の守初め波木井の一門其他の人数空しく帰り去りたり、其の後三ヶ年の大永六年正月十二日大石の寺へ移し奉りし、其の時に當り波木井の一門に武田信虎なるもの三河の守と不和となり、

終に合戦に及び三ヶ年目の大石の寺の寶物を強奪せんとする月日時刻を同ふして、敗北

し義實は切腹をなし其の一門悉く滅亡に及びしと云ふ。是れ偏へに佛天の現罰なりと評されしと云ふ、……(以下略)^⑥

これは開基を日興上人や井出志摩守と結びつけた寺伝とともに、まったく空想上の物語にすぎない。



興国寺城跡(沼津市根古屋)

けれども、本尊はじめ重宝類を隠匿した「御穴」のある井出とは興国寺城の根小屋の地でもあり、この地に武田軍の戦火を避けて避難したことは多いにありうる事である。

永禄十二年、上方が戦場化した時期に、大石寺衆も本尊御影・聖教文書類をもつ

戦国期における富士門徒の動向Ⅲ

武田氏の駿河侵攻と富士門徒〔三〕

菅野憲道

寺家衆の避難（つづき）

ただし、「御穴」伝承は、かならずしも永祿十二年前後の戦乱からの避難に特定されるわけではない。その十五年後の天正十年には織田・徳川軍が遠州から侵攻して武田氏が滅亡するが、この時も富士上方の寺家衆は乱を避けて小屋入りしている^①ので、この時の退避とも考えられる。ただ、武田軍駿河侵攻の際には多くの寺家衆が、北条氏と今川氏の盟約をたよって北条軍の勢力圏内に避難したことは前述の通りであり、大石寺衆も伊豆方面に避難した可能性がもっとも高い。

なお、要法寺辰師の負薪記には「伊豆の伊東六ヶ寺は日尊門徒を捨てて或は大石寺に帰し、或は西山に付き、或は重須に伏す」^②ともあるので、あるいは実成寺などが大石寺と通用していたことも考えられる。

大石寺衆が北条氏と何らかの交渉ルートをもっていたことは、すでに天文六年の第一次河東一乱において、北条軍進撃の直前に制札をもらい受けてきたこと^③から明らかであるが、その交渉ルートがその後も引き続き生きていたことが次の大石寺文書からも知れる。

A、「（北條氏政書状）為改年之祝義、海苔到来、珍重候、恐々謹言、
（元龜三年カ 1572）閏正月八日

氏政（花押）

大石寺」^④

B、「（北條氏政書状）為改年之祝儀、海苔到来、珍重候、恐々謹言、
（天正七年カ 1579）正月廿四日

氏政（花押）

大石寺」^⑤

C、「（石巻康保書状）如仰新年御慶賀雖申舊候、不可盡期候、仍如恒例海苔百帖并御書中、何も申届候、則令及御

報候、然者私へ御札・海苔五帖、被懸御意候、珍重之至候、萬賀期永日候、恐々謹言、

(年未詳) 二月六日

石卷下野守 康保 (花押)

大石寺尊報^⑥

D、(半田政勝書状) 如尊札之、改年之為御祝儀、河苔十帖芳名 (茗) 十袋參着、御芳情之至、目出珍重一入此一事二候、何事も當口御用等至于蒙仰者、可為本望候、萬端令期来音之時候條、恐惶敬白、

(年次未詳) 二月十二日

半田越前守政勝 (花押)

大石寺 參尊答^⑦

これらの文書は、何れも武田氏と北条氏が和睦した以降のもので、駿河が武田氏の分国として安定した時期のものである。

Aの文書は北条氏政に対し、甲相一和の直後に大石寺衆が公然と使僧をもって年賀の進物を届けたもの。Bについても



古銭が発見された大講堂基礎工事現場(『大日蓮』より)

同様で、年号未詳であるが『戦国遺文』の編者は花押形から天正七年と推定して

いる。

Cの文書も年号未詳であるが、北条氏政の重臣、評定衆を長く勤めた石巻康保は天正三年頃から下野守を称している。したがってこの文書は天正三年〜天正七年頃と推定される^⑧。それ以前、石巻康保は勘解由左衛門を称し、永禄十二年の大宮城開城後、上方五十騎を再編して北条軍の指揮下にいれるべく奔走している^⑨。おそらくこの時期から大石寺衆とも面識があったであろう。この文面には「恒例の如く海苔百帖并に御書中」を北条氏政に届けたとあって、大石寺から北条氏に毎年、年賀として芝川のり百帖が届けられていたことがうかがえる。

またこの前後の時期のものと思われるDの半田正勝書状でも「何事も當口御用等仰せを蒙るに至つて者、本望たるべく候」とあって、北条領国内の伊豆等において、大石寺衆に何らかの肝いりをしていたことが伺えるのである。

要するに、甲相一和以降、大石寺衆から北条氏に芝川苔を進献することが公然と行われ、恒例化していたのである。その背景には、従前から大石寺衆が相州・

「長方形の箱に入っていたものではないかと思われるが、箱らしいものは跡方もなかった。周囲は石で囲っているようですが状況はよくわかりません」と工事

学術的な調査記録は行われていない。後に回収された古銭は二千三十九枚、明銭の下限が永楽通宝、宣徳通宝であるところから、足利・戦国期に埋められたものと推定されている^⑥。この

土屋談所や、主師の出自たる一色氏などの関係を通じて北条氏の庇護を受け、武田軍が沼津周辺まで席卷していた時期には、伊豆、伊東方面に避難していたことが考えられる。

ところで昭和32年1月、大石寺大講堂建設工事現場より、古銭が発掘されて話題をよんだこと

があった。その場所は大坊の西側で、地下約60cmに、宋・明銭を主とする二千数百枚の古銭の固まりが埋蔵されていた。



下部が焼けただれた「類聚翰集私」

古銭は、大石寺周辺が戦場化したこの時期、戦火から避難するために寺僧が竹藪^⑦を掘って秘匿した可能性がもつとも強いのではなからうか。

また、左京日教師の類聚翰集私（自筆本）は、下部が焼けただれており、これを理境坊日典師から相伝された日主上人が元亀年間頃に一紙づつ慎重に補修し、欠損部分もていねいに書き継いで補写して

監督が語っている。発見されたさい「大した関心もなく皆で分けてしまったような恰好となった」といい、残念なことに

いる^⑧（写真参照）。主師がこうした作業に携わった件については後述するとして、類聚翰集私が焼損した時期もやはり

武田信玄によつて焼き討ちされた事件と重なっているようである。

上野・重須・西山・小泉各山における本尊・聖教・文書が、鎌倉後期のものに比して室町・戦国期のものが極端に少なく、歴代貫首の伝記・伝承ですら江戸初期には失われて不明になっている状況^⑬があるが、こうした戦国期と江戸初期によこたわる歴史の断層は、この時期の戦乱がきわめて過酷なもので、富士諸寺が受けた被害の甚大さを物語っているものともいえよう。

すなわち宗祖・開山等の本尊・聖教類については各山のもつとも大切な重宝として嚴重にこれを秘匿し、戦火からも命がけで守ってきたのであるが、同時代的な先師の遺物・文書などについては、これを避難させる余裕もなく悉く烏有に帰してしまつたために、かえつて後代の室町期の遺物・文書・伝承が失われること

になつたと考えられるのである。

思うに「七度の餓死に遇うとも、一度の戦いに遇うな」という当時の庶民のこゝろ^⑭が示すように、戦乱における殺戮、放火、掠奪、飢餓等の苛酷さは、現在における戦場地帯での難民以上のものがあつたようである。

富士上方の平定

富士上方が武田氏の支配下に入ったのは、永禄十二年七月二日に富士信忠が武田軍の猛攻に降つて、大宮城を穴山信君に開けわたして以降のことである。

この時に、富士上方一帯に武田氏の制札が多く出されている。静岡県史によつてみると、

七月一日付 下伊奈子郷、大窪郷

七月五日付 西山寺并に窪、上野郷

(妙蓮寺)、佐野左京亮、佐野小太郎、

佐野八郎左衛門尉、篠原庄右衛門、

等である。その一例を掲げると、

「○高札(竜朱印)

当手甲乙軍勢、於于西山寺并窪、不可乱妨狼籍、若背御制止者、可被行罪科者也、仍如件、

永禄十二年七月五日」^⑮

というもので、七月五日付けのものは直形式の印判状で、富士上方の武田氏に与力した土豪等に多数発給されたものであることが分かる。

このうち佐野左京亮はすでに三月七日の時点で武田氏から恩賞として小泉・黒田の地を宛行われており、大宮城開城の段階では、その同族なども同様に武田氏の被官化していたのであろう。この他にも望月氏、青木氏、万沢氏、篠原氏らが武田氏に帰属したことが文書によつて判明する。また西山寺とはいうまでもなく西山本門寺のこと。さらに上野郷宛ての制札が妙蓮寺に伝えられたことは、寺主

が跡部氏の一族といわれる猿千代丸であったため、武田氏属の寺家衆に対してあ
たえられたものであろう。

一般に天文頃以降の地頭・給人層の所
領は数郷・数郡にわたって散在しており、
逆にいえば一郷村には数人の地頭・領主
が存在していた^⑧といわれ、上野郷にお
いても今川領国であった時期から、興津
氏、富士氏、井出氏、大石寺家などの
所領が入り交じり、今川氏の没落ととも
に興津氏・富士氏等が退転し、武田氏支
配下にあつて妙蓮寺主がその間隙をぬつ
て一時的に上野郷の中心者的役割を果た
すことになったものと解釈される^⑨。

要するに、西山寺および妙蓮寺につい
ては、甲州とのつながりもあり、武田氏
属の寺院として庇護され、大した被害を
受けずにすんだのであつた。

《補注》

- ① 小泉久遠寺の場合、天正十年に土豪の
佐野善右衛門が尊形・重宝と寺家衆を
引き連れ、天子が嶽布沢に小屋入りし
ている。『千葉資三』一四一号文書
「日侃筆日珍書状写」
- ② 『祖師伝』（要法寺刊）負薪記183
頁
- ③ 拙論「河東一乱と富士門徒」参照、
- ④ 『戦国遺文後北条氏編』一五七六文書、
『静七』
- ⑤ 『戦・後北条氏編』二〇四七文書、
「年次推定ハ花押型ニヨル」
- ⑥ 『戦・後北条氏編』四〇六九文書、
『静七』
- ⑦ 『戦・後北条氏編』四二一九文書
- ⑧ 『戦・後北条氏』一八二三文書〜二〇
八五文書
- ⑨ 『戦・後北条氏編』一一九二文書
- ⑩ 聖教新聞S32・2・3号他、「大日
蓮」S32・2月号「大白蓮華」S34・
4月号
- ⑪ 主師古図（『惠日』H16・6月号掲
載）には発掘地点が竹藪となっている。
- ⑫ 堀日亨師『隠れたる左京日教師』で主
師補筆とする。『自然鳴』（大正4年
2月号）「左下半焼失シタルヲ主師之
ヲ補充セラレタル」
- ⑬ 寛文・延宝頃の編纂の精師『家中抄』
には「一、日乘日底の両師の德行伝失
せり、この故に見ず聞かず故に記する
能わず」とある。日影師、日阿師、院
師などの事蹟もほとんど伝わらない。
- ⑭ 藤木久志『飢餓と戦争の戦国を行く』
（朝日選書）
- ⑮ 『静八』五三号文書
- ⑯ 誉田慶恩『東国在家の研究』
- ⑰ 拙論『妙蓮寺の開創年代について』
（『惠日』S15・3）

戦国期における富士門徒の動向Ⅲ

武田氏の駿河侵攻と富士門徒〔四〕

菅野憲道

武田信玄の信仰

武田信玄は生涯、深く神仏を敬って保護したことはよく知られている。

神祇信仰では、源氏の崇廟神たる八幡信仰は当然のこととして、今一つは武門の守護神、諏訪信仰である。これは諏訪社の社家でもあり、国人でもあった諏訪頼重は信玄の妹婿でもあったが、同族間の争いに乗じてこれを滅ぼし、武田家の支配下におく。ついでこれを軍神として崇敬し、有名な孫子の旗「風林火山」とともに、「南無諏訪南宮法性上下大明神」を旗幟としている。

このほか、信玄は戦勝祈願・領地併合

のために奉納した願文は多数知られ、甲斐

斐浅間神社・信濃戸隠神社・信濃生島足島(諏訪)神社・信濃松原(諏訪)神社・浅



武田信玄

草三社権現・飯縄神社・駿河浅間神社・富士浅間神社・近江多賀神社・勝山浅間神社など多方面にわたっている。

仏教信仰の方面では、さらに多岐にわたっている。いま名著・渡邊世祐『武田信玄の経綸と修養』の「その信仰」^①にそって略述する。

武田家は新羅三郎義光の由緒によって園城寺の氏神・新羅大明神を尊崇し、代々天台宗であったといわれる。じつさい信玄もまた天台密教の奥義を受法している。のちには、元龜三年七月二十六日に曼殊院門跡覚怒親王の執り成しの上、天台宗の極官(昇り得る最高の官位)たる権僧正^②を勅許されている。これに先だつ前年九月、織田信長の叡山焼き討ちの危機から、山門の衆徒は信玄に叡山再興の支援を要請し、信玄も叡山の高僧をかまくまっている。若年の天海もこの頃甲斐に逃れていたと云われている。^③ 真言宗

については、加賀美の法善寺が高野山末で武田氏累代の祈禱所であり、同派の甲府萬藏院には祈禱道場として毘沙門堂等を建立寄進し、しばしば自ら修行している。

一方、信玄は臨濟禅の関山派に深く帰依し、夢窓疎石の開いた塩山市の名刹恵林寺を厚く保護し相国寺の惟高妙安、天竜寺の策彦周良、妙心寺派の快川招喜（「心頭滅却すれば、火もまた涼し」）など当代著名の禅僧を招くとともに、位牌所として自らを不動明王に擬して木像を刻ませ安置している。

また永禄二年には長善寺開山の岐秀元伯について剃髪出家し「機山信玄」の号を与えられている。この長禅寺は甲斐周辺の府中五山の筆頭で、諸山はもともと鎌倉五山の末寺であったが、信玄はこれを保護し、いずれも臨濟宗関山派の寺刹として府中五山の列を定めてもいる。このほか法燈派の塩山向岳寺や曹洞禅の信濃龍雲寺・府中大泉寺等をも崇敬して保護を加えている。

浄土信仰では、信濃の善光寺を、永禄元年に甲府に移して新善光寺を建立し、

時宗の一蓮寺を保護し、真宗の光沢寺をも建立している。（以上）

このように、武田信玄の信仰は神仏を問わず、宗旨の何たるを拘泥せず、諸宗諸派に対し何れも深く崇敬して保護を加えている。神祇についてはその威力を期待し、密教については加持・呪術力を頼み、所願成就のあかつきには領地や財貨の寄進を約束する等、きわめて現実的・自己中心的なものであった。また臨濟禅の信仰については呪術力というよりも、当時の武将一般がそうであったように修養・学問等の自己練磨のため、あるいは教養・文化のステータスとしてのものもあるうし、その他の神仏信仰は、領国内の安定化と人心の収攬という政策的な側面も兼ねそなえていたようである。いずれにしても、諸宗教の特質や機能に応じて、神仏をその場面々に応じて使い分け、利用していくというような雑信仰であった。

また戦勝祈願については、すでに平安後期の頃から、権門神社の教化が普及し、その神仏のもつ力が広く信じられるようになっており、戦乱や各種の抗争でも、

それぞれの陣営に属する神社を督励し、敵国降伏・怨敵摧滅などの祈禱や起請等、はては賊敵呪詛などの真言加持をもちいる宗教的な戦いが常態化していたのであった。戦国期においてはなおのこと、戦いくさは神仏をも総動員しての戦いであつたし、つねに死と隣り合わせの常在戦場の武士にとって、神仏の加護は切実な問題であつた。そのために、かつては神仏の威力を恐れて僧兵のかつぐ神輿にすら手出しできなかった武士達が、自分達を呪詛する敵将側の神社を真つ先に焼き討ちすることにさえなつていった。寺社側も地方の政治権力に対し中立などが許されない時代となつて、一方の庇護下に入つて安全保障を得ることが、皮肉にもかえつて戦火にさらされやすい状況を作つていった。

このような社会状況下で、敗将側の領地の神社には廃退したものも多かったに違いないが、それ以上に、かえつてこの時期に保護され・再興された寺社も多数にのぼつたと思われる。多くの寺社が戦国末期から近世初期にかけての、地方武将や中小土豪による開創縁起をもつた

は、戦国武将による寄進・保護と破壊という時代背景があつてのことであろう。

しかし、これも近世期には織田信長政権の出現によつて、寺社勢力も、中世的性格は否定され、神仏の権威も政治権力の下に一元的に管理支配されることになつていった。

信玄と日蓮宗

武田信玄と日蓮宗の関係については、すでに林是晉「身延山と武田信玄」(大崎学報)^④に概説されている。

いまその要点を摘記してみよう。

(1) 父・信虎は身延十三代日伝から受法し^⑤、甲府信立寺(身延末)を開創寄進していること^⑥。

(2) 天文十九年、信玄は明版法華経七巻を身延山に寄進。

(3) 年代不明、同じく磬台・机を寄進。

(4) 永祿元年、信玄、身延山に制札を与える。

(5) 年代不明の書状、身延山の内部紛争につき、反日紋派の僧徒等の訴えを退けて追放するよう指示。

(6) 年代不明の書状、信玄、日紋に松茸

二百本を送る

(7) 年代不明の書状、信玄、身延山会式の参詣者の関銭を免除、及び諏訪社の祭礼に仕え謗法として解職された舞師を許すよう要請する。

(8) 比叡山焼き討ち後、身延山を移転して、その跡地に再興する構想を打診する。

ここでは(4)および(7)・(8)の点について少し補足してみる。

「武田晴信禁制写

一、殺生禁断之事、付於寺内射弓放鉄

炮事

一、任代々判、諸役免許之事

一、押買狼藉之事

一、寺家中町中諸公事、任寺法之上

者、為衆徒中、向後不可有非分之沙汰之事

一、大坊並僧坊下人之外、或号他之被

官、恣借俗家之權威族、町中不可許容之事

一、当国中身延山末寺之事、如先々可為聖人御計之事

一、身延山中並町中之事、如先々永代可為不入事

右之条々、任先判、仍如件

永祿元年十二月十五日

武田信玄(花押)^⑦

この制札は武田晴信が出家して信玄と署名するの永祿二年以降であるとされ、武田信玄という署名も不自然であるから、検討の余地がある。ただ、次の穴山信君の安堵上と一具のものとして、内容的には違和感がないので、朱印を写本の際に署名として改作したものとと思われる。身延山の直接の領主は下山の穴山信君である。

「穴山信君判物写

身延山寺家并町之事、

如前々永代可為不入者也仍而如件

永祿元年十二月十五日 信君(黒印)

身延山衆中^⑧

身延山は、室町中期の九世行学院日朝の時代に発展したといわれ、甲斐・駿河・伊豆・相州・武蔵などに多くの末寺を擁している。山内においても、すでに門前町の形成が見られ、寺家中・町中が寺法によつて支配され、前々から守護・地頭不入の地として小さな宗教都市が形成され自治が認められていた事がうかがえる。

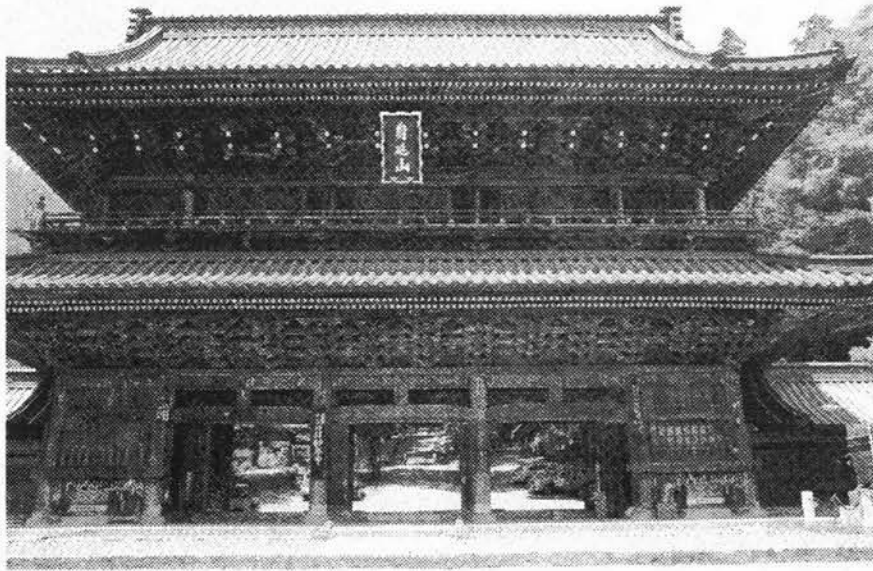
この禁制は当然、身延山側の要請によつて出されたもので、既得權益の承認である。領主穴山氏による寺領安堵とともに、武田氏家臣であつても、

寺領に於ける狩獵・魚釣り等の殺生禁断、諸役免許、寺家や門前商売の者への押買ひ禁止、乱暴狼藉禁止等、おおむねは寺家の特権を保護する内容である。

なおこの禁制を論じた町田是正「武田(甲斐守護)・穴山(甲斐河内領)両氏の対身延山政策」(棲神62)においては、「一、殺生禁断之事、付於寺内射弓放鉄炮事」の条目をとりあげて、豊臣時代の刀狩りに相当する武器没収の命令と解釈して、信玄による身延山統制策として論じているが、これは誤解であらう。

「一、殺生禁断の事、付けたり、寺内に於て弓を射、鉄炮を放つ事」の箇条を、武器没収の意味と理解することはできない。

次に(7)の件について見ると、当時下山には身延に属する延年舞の舞師楽人がおり、彼らが武田氏の依頼によつて諏訪社



身延山久遠寺山門

祭礼の舞を指導するため、雇われて出向いたところ、舞師たちを寺側が謗法と同として門徒から擯出するという事件がお

こつた。そこで職を失うことになる舞師達は信玄に訴え出たものと思われる。信玄は穴山信君への書状で、この件に対する強い指示を出している。すなわち、冒頭に身延山会式に往来する僧俗の関銭(通行料)については従来通り免除するよう指示し、ついで舞師の擯出事件について「言語道断」のことと立腹して、

「他宗の読経や法会に同座しないといふ一宗の制法は、職人や商人など俗家の関与するところではない、舞師楽人は職業として雇われてやっているもので、このような処置は不審である、この件については(理不尽であるから)京都までも使いを差し上げて、道理をもつて抗弁するであらう。もし兎角いふ人があれば、信玄自身が下山までも出向いて思う存分に問答しよう。この段、日紋上人によく申し入れることが肝要である」^⑧と申し入れている。

これにたいし身延の日紋の返書も残っている。

「舞師の件につき、太守の御書状を拝見しました。しかれば、楽人の事は世

俗の職業であるから、宗門の法度が破られたわけではないとのご内意、たいへん忝なく存じます。御申し入れの段は余儀ないことではありますが、宗祖以来の（謗法と同座しないという）制法はいさかか深い理由があることで、その趣旨ははずれ（穴山殿）に申し開きたく存じます。この度の件について敢えて返答すると慮外者と思われまますから、貴意にお任せして舞師を帰寺させます。大切なことはこれからのことです。御寛容な対応を頂けますよう、ひとえに（穴山殿）お力添えを頼むほかありません^⑩。

ところで、一般には、興師が身延を離山されて以降、久遠寺においては宗祖以来の制法、すなわち神社参詣・謗法受容・謗法同座などすべてが破られたように思われがちだが、現在のような雑乱信仰に大きく変わったのは、近世初頭の不受不施事件以降のこと、重・乾・遠師ら受派の関西学派が関東諸山の不受派の諸師を追放して以降、上方風の雑信仰が入ったからのことであり、身延山でも戦国期までは前記のように古い化儀や制誠が守

られていたようであり、そのことが武田信玄の「惣而或誦経或法会交候儀者、一宗之法度候」（謗法に同座しない）という日蓮宗認識に結びついているのである。また以上のことは戦国期以降、戦乱の中から寺家相続のために領国の国主の保護を求めたことが、同時に国主の干渉を招き、「宗祖已来被制之旨聊子細有之」としても「無余儀」（日紋書状）、その主体性を失い、思想信仰をも統制されていくことを意味していたのである。すなわち宗教的権威が尊崇された中世期から、政治権力の支配下に屈服する近世仏教への過渡期に、武田信玄の宗教政策があつたといえよう。

補注

- ① 渡邊世祐著 昭和18年2月、創元社刊「日本文化名著選」
- ② 同書では極官を大僧正としているが、権僧正にあらためた。
- ③ この点は辻達也「日本の歴史13 戦国大名」中公文庫による。
- ④ 大崎学報145号 昭和63年10月刊）なお、同論文最後に掲げる信玄書状は検討を要する。
- ⑤ 『妙法寺記』大永二年壬午「此年当国屋形

様身延二而御授法、御供ノ人数皆々授法云云」とある。

⑥ もと古府中、穴山小路の真立寺と称し、現在甲府市若松町にある。

⑦ 『甲州古文書』第二卷175頁・山梨県史資料編④882頁

⑧ 山梨県史資料編④883頁
⑨ 棲神第62号・平成2年3月刊

⑩ 『甲州古文書』第二卷178頁一三六三文書

「就身延山会式、両口之往覆如恒例申付候、然者舞師之事、諏方祭禮為稽古雇候、因茲從門徒擯出之由候、言語道断驚入候、惣而或誦経或法会交候儀者、一宗之法度候條不可有俗家之綺候歟、衆人之事者俗之業候間、如此之擬不審候、至此儀者京都迄指上使者、以道理可申披候、若有兎角人者信玄下山迄罷越、涯分可致問答候、此段上人江御理肝要候、恐々謹言
九月廿九日 信玄（花押）

彦六郎（穴山信君）殿

⑪ 『甲州古文書』第二卷180頁一三七一文書「就舞師之儀、大守之御札委令披覽候、然者衆人之事俗業之間、更宗門之法度不被相破之由御内存先以忝候、御理之段尤雖無余儀候、宗祖已来被制之旨聊子細有之事ニ於意趣者、追而可申披候、此度之儀強而申達者慮外相似候之間、任尊意可令掃寺候、肝要者向後之儀可預御芳免之段、偏ニ可在貴口之条頼入之外無他候、恐々謹言
十月二日 日紋御判

武田彦六郎（穴山信君）殿御宿所

戦国期における富士門徒の動向Ⅲ

武田氏の駿河侵攻と富士門徒〔五〕

菅野憲道

武田氏と日蓮宗（つづき）

武田信玄が駿河に侵略した永禄十一年(1568)は、織田信長が足利義昭を奉じて上洛をはたした年でもある。その後、間もなく、將軍となった義昭は信長と不和になり、諸国の大名に密令をだし、反信長包囲網の形成に乗り出す。浅井・朝倉連合軍や武田信玄はじめ三好義継らの畿内勢力や松永久秀、比叡山や本願寺、長島一向衆も加わるなど反織田勢力は東西南北を包囲しつつあった。

これを打ち破るべく織田信長は元亀元年六月、姉川の戦いで浅井・浅倉連合軍を撃破、ついで元亀二年九月には比叡山を焼き討ちしている。北条氏と和睦した武田信玄も義昭の御内書に応じて上洛し、

反信長連合の主力として中原に兵をすすめ、元亀三年十二月、三方ヶ原で徳川・織田連合軍を打ち破って勝利している。

この時期、天台宗に帰依していた信玄は天海らの僧徒を領国に受け入れるなど、延暦寺勢を保護している。そのためか、焼亡した比叡山を武田信玄が身延に移転再興しようとしたという伝説が生まれている。甲斐善光寺の例のように、そういう思いつきがあったという可能性はまだ否定できないが、しかし、たとえそうであっても、身延山移転について、貫首および大衆が宝前で鬨を引いて、一山決死の覚悟で反対したというような伝説は疑わしい。元亀三年の武田信玄書状写(身延久遠寺宛・一二頁参照)を見ても、叡山焼き討ち後も引き続き、武田氏と身

延山とは良好な関係にあることが窺える(この書状については後述する)。また、もとよりこのような話が叡山側にも受け入れられるはずもない。

この伝説は後代には、武田信玄が身延山を大軍で包囲したという「身延攻め」の講談にまで発展している。こうした伝説の生成の背景に、身延山の衆徒が、実際には厚遇してくれた旧主武田信玄を横暴な戦国大名とし、自らを被害者に仕立ててまで、迎合しなければならなかった幕府権力の強大化と、それへのおもねりがあると思われる。

また武田氏と日蓮宗の関係について、二、三補足すると、第一に、『甲州法度』第二十二條に領国内における日蓮宗と浄土宗の宗論を禁止していることに注

目される。

これは『今川仮名目録』の第二十八条
諸宗の宗論禁止を採り入れたものである。

時には戦闘にまで発展する宗
教対立は、戦国大名にとつて
も領国の安定を妨げるやつか
いなものであった。家臣のな
かにも日蓮宗を信奉する者も
あり、実際に、原美濃守虎胤
は天文二十二年⁽¹⁵⁵³⁾、日蓮宗と浄
土宗の法論があつたとき、法
度に背いて問答に加わつたこ
とを咎められて平瀬城代を解
かれて追放処分を受けてい
る。^①

第二に、小室・妙法寺（増
穂町）^②には次の判物が残され
ている。

「徳栄山妙法寺住持職之
事、

以寿量院令補任畢、然者法
事并仏閣修造等、無怠慢之
旨可被申付候、殊者小室之

郷之内寺産五緡之分、於末代不可有相
違候、恐々謹言、

永禄五壬戌年 五月十日 信玄(花押)

三守法眼 御房」^③

この寺伝では、十一世日葉が、武田



小室 妙法寺（鐘楼）

信玄の伯父であつたので、武田家から寺
領が寄進され、堂塔が建てられて隆昌を

極めたと言い伝えており、山号の徳栄山
も信玄の号「徳栄軒」からとつたものと
されている。

この文書にみられるように妙法寺の住
持職補任に、武田信玄が直接関わってい
る事を見ると、日葉が信玄に縁故のある
人物であつたことは首肯できる。

衰退していた妙法寺を、武田氏の縁故
に当たる人物が入寺して五緡Ⅱ五貫文の
小禄とはいえ、仏閣修造Ⅱ再興が計られ
たものと考えられる。

第三に、後世の編纂物をみると、『甲
陽軍鑑』には「甲斐法華宗の僧、公事の
事」として、甲府信立寺の脇坊の妻帯僧
について、無罪とした故事などが記され、
『続武将感状記』には「沼津妙海寺の雛
僧の機知」の事などが記されている。

以上の史料を総合すると、武田信玄の
宗教政策は属領の諸寺社に対しては手厚
く保護を加え、敵属の寺社には容赦なく
攻撃を加える姿勢であつたが、これは日
蓮宗諸寺に対しても同様であつたことを
うかがわせる。

甲相一和と小泉久遠寺の再興

元龜二年⁽¹⁵⁷¹⁾十月、北条氏康が死去し、北条氏政は父の遺言として武田氏との和睦に動き、同年十二月に和睦がなつて甲相間に同盟が復活している。武田氏にとつては、織田・徳川連合軍の覇権に対抗して上洛の機をうかがい、一方では越後の上杉という強敵を背後にひかえている状況では願つてもない同盟復活であつた。

この甲相一和は武蔵を北条氏へ、駿河を武田氏へ、上野は東西に分割し、それぞれ国境を決めて、いくつかの城を交換するもので、固い軍事同盟関係であつた。^④

駿河では黄瀬川以東が武田氏の領国となつて、武田軍が攻めあぐねていた興国寺城もこの時開け渡されたものと思われ

る。かくして、永禄十一年末から丸三年にわたつた国盗りの戦乱はようやく収束し、両国間の交通も復活してきた。

元龜三年にはいと、武田氏の本格的な統治が行われる。土豪・地下侍などに

論功行賞がおこなわれ、諸寺社などに対して安堵状が発給され、とりわけ、富士大宮浅間社を再興して、その宗教的権威を利用しつつ人心掌握につとめている。

こうした流れの中で、大石寺・北山本門寺の安堵は容易に認められなかつたが、小泉久遠寺はいち早く武田氏の判物を得て戦後復興に乗り出している。それはひとえに日我と里見義堯の個人的な交誼によるものであり、里見義堯自ら武田信玄に小泉久遠寺の安堵を所望したものであつた。

おりしも三年前の永禄十二年八月には、武田信玄からの誘いによつて甲房同盟を結んでいた里見義堯であるから、その申し入れは、武田領国内の小寺家の安堵を保証するには充分であつた。

長文になるが、当時の関係文書を見てみることにする。

〔日侃筆・武田信玄書状写〕

今度越之輝虎、上州在陣之内、不忘

旧好、甲・相和与之旨、氏政承候間、

為可亡越敵、抛宿意同心無是非次第

候、此上房・相和親所希候、委曲期来

信候条、不能具候恐々謹言

(元龜三年)二月八日 信玄^⑤

本文書は日侃が筆写したもので、宛所を欠いているが、その内容——この度越後の上杉輝虎(謙信)が上州に出陣中ですので、旧好により甲相一和の盟約を結びました。これも上杉に対抗するためであり、種々思うところはありますが、敵を滅ぼすためにやむなく宿意をなげうつて同心した次第です。この上は房州と相州の和睦も願うところですが——を検討すると、甲房対越相という同盟の枠組みを無断で変えたことへの弁明と挨拶は、恐らくは里見義堯(もしくはその子義弘)に宛てられたものであり、この前後に里見義堯から武田信玄に書状が使わされて、久遠寺安堵の依頼の件が含まれていたために、妙本寺の日侃にまでこの信玄書状が披閲されたと推測される。

次の身延山にあてた信玄書状では、その間のことが明らかになつてくる。

「富士下方号久遠寺御宗門之僧、属房州里見義弘、寺家安泰之判形所望候、

雖然於分国貴山寺号同前更存外候、所

詮不改寺号、不可許容之旨成下知候之

処、此趣歎喜之由態御音問、殊種々贈

給候祝着候、近日駿州為巡檢可罷越候
 条、其砌可面謝候、随而信玄雖入得天台
 之宗門候、無其驗候、因茲請武州仙波之
 中院頼全法印、於貴見寺集百余人之所
 化、三日仁一度之論義其内科注科注之法
 談興行候、如此大乘荷擔定而可為御大慶
 候、委細可有之定座院演説候、恐々敬
 白、

(元龜三年)四月十七日

信玄黒印

久遠寺 玉案下^⑥

これ口訳すると「房州里見氏の口添え
 で、小泉久遠寺から寺家安堵の判形を求
 めて使僧が来たが、分国駿河に於て身延
 山と同じ寺号を称するのは存外のこと
 で、とりあえず寺号を改めるなら許容し
 ようとの下知をなしたところ、これを喜
 んだ貴山からは使僧が御礼に参上し、種
 々献上物をも給わつて祝着に思います。

近いうちに駿河を巡検するから、その途
 次にでも面謁し御礼も申しませう。と
 ころで信玄は天台宗に帰依しておりませ
 うが、今までこれといってその験もなかつ
 たので、この度、仙波中院の頼全法印を
 請じて貴見寺にて百余人の檀林所化僧を
 集め三日に一度の天台法華の論議を行わ

しめ、天台の科注につき論談を興行させ
 ました。このように天台の檀林を外護し
 て法華を盛んならしめていくことは定め
 て貴山にも大慶でしよう。詳しくは使僧
 の常座院が申し述べます。」というもの
 である。

この書状と以下の文書等から見ると、



日我の花押



日侃の花押

久遠寺安堵について里見義堯の挙状とと
 もに、小泉久遠寺の代官(日提カ)が新
 領主への祝儀のため甲州に参府し、あわ
 せて寺家の安堵を願いでたようである。
 これについて武田信玄はすでに身延山に
 問い合わせでもしていたものと思われる
 が、身延山の意向をくんで小泉久遠寺の

寺号改称を安堵の条件としたのであつ
 た。この書状中に身延山の積極的な関与
 が見てとれる。

ついでこの件について、『興門雜記』
 の「保田妙本寺古文事」では以下のように
 に記している。

「元龜三年壬申四月中、從富士甲州在
 府使僧兩人、屋形繼目ノ判形申時、和
 泉遊衆日成、日向衆日長兩使也。房州
 八日我・日侃、富士八日侃代日提是モ
 日向衆也。信玄身延山久遠寺ト号ス分
 国ト云、殊更隣邦ト云同シ寺号無用
 也、唯シ有^ラハ由緒^ニ以^テ書物^ニ可申之
 段、奏者土屋右衛門信昌、小奏者市河
 ノ渡辺五郎左衛門也、其時一書五ヶ条
 於^ニ殿中ノ上下^ニ披^テ見^之、」^⑦
 これを見ると、信玄からは寺号改称の
 件について「ただし由緒あらば書き物を
 もつて申すべきの段」と小泉久遠寺衆に
 下知があつて、さっそく同年四月には本
 光坊カ日成と本承坊日長(三位公)が使
 僧として甲府屋形に参上して、以下の五
 箇条をもつて陳情をおこなっている。

「富士久遠寺上人者、房州居住被成
 候、彼国之御屋形里見義堯依挙達、殊

二當時為御祝儀、從富士番代令參府処
二、身延与寺号为同等故、御判形等難涉
之御尊意歟、然者富山与身延相違条々之
事、

一、富士山久遠寺者日蓮・日興正嫡天
奏之筋目并日日本門三大秘法之趣、
四十余度之奏聞、近代者先師日要明
応八年己未三月十九日有参内、而奏
状之旨無匿、于今不始久遠本地之沙
汰顕然也、抑身延山者、高祖雖為御
建立之地、日蓮・日興已後、彼山宗
旨之化儀化法、先師依違背、富士門
流与彼門流于今無和合事、
一、日蓮聖人者、忝上行菩薩之再誕、
本門弘經之大權、末法応時之法主
也、

一、白蓮阿闍梨日興者、高祖血脈付法
之本弟子也、久遠寺之為別当、而日
蓮帰寂之後、身延山六ヶ年御居住
也、然処ニ最初発心之大檀那波木
非、三ヶ之謗法、四ヶ之謬、背法華
之義理之條、付法日興久遠本門要法
於自元日蓮如御本意、富士山久遠寺
建立被成事、正理分明也、
一、蓮師出世之本懷者、法花本門寿量

長遠之大要、宜決源醜流者歟、抑本
化弘經之所化之機者、法花本門之直
機也、身延日向等云、汲天台傳教之
余流矣、天台者迹化菓王之後身、日
蓮聖人者本化之菩薩、本迹既隔水
火、時機亦如天地、何本化菩薩、為
弟子苟茂称天台之末弟哉、此等之依
意情、身延与富士無通用者也、
一、久遠寺者、名詮自性寿量幽玄方顕
実本之立行正嫡之遺跡、日興・日目
所棲富士山、是則可為久遠寺者也、
祖師伝来之地、望子細者、老師従房
場定而重疊可被申述、每端御賢察所
仰也、仍如件、
元龜三壬申 富士山久遠寺代

卯月晦日

日長拝

土屋右衛門尉殿 御披露^⑧

日長・日成の両使僧は、身延離山の經
緯・血脈の正閏、法門の相違・久遠寺寺
号の由緒等、一步も引かない堂々たる主
張であつた。もちろんこの背後に、妙本
寺の隠居日我・貫主日侃らの尽力があ
り、里見義堯に二箇相承書等を上覽して
富士門徒の由緒・正統を説いて再度の口
添えを依頼したり^⑨、申状の文章推敲に

あたつたことはいうまでもない。
また次の天正十六年付けの「日侃書状
中（宛日珍）」を見ても、武田氏から里
見義堯に寺号改称の打診があつた際、義
堯から妙本寺に問い合わせがあつたこと
が知れる。

「先年甲州信玄之代ニ、富士・身延一
和之儀、土屋右衛門尉・渡辺五郎右衛
門尉等ニ内儀候テ、房州迄通信候、里
見義堯可為如何之由、愚僧ニ御尋候之
間、其時富士・身延不和之元由、委細
及演説候、信玄も其後者、無是非之儀
候キ、^⑩

信玄から土屋昌統を通じて寺号改称の
申し入れが義堯にも伝えられたため、こ
の件について妙本寺に問い合わせがあ
り、日侃が久留里の屋形に参上して面謁
の上、「委細演説」に及んだものと知れ
る。そこで再び里見義堯が口添えをした
結果であろう、同年五月十三日付けの安
堵状が土屋昌統からの書状とともに房州
に遣わされていた日向玄東齋^⑩を経て届
けられている。

一定

駿河國富士上方小泉郷久遠寺之事。

從_レ往古_ニ爲_レ不入之地_ニ間。寺内門前沙彌屋敷聊_レ不可_レ有_レ相違_ニ候。就_レ中棟別以下一切諸役令_ニ免許_ニ畢。其上山林・竹木等。時之地頭代官不可_レ有_レ其綺_ニ者也。仍如_レ件。

元龜三年壬申五月十三日 信玄判
駿州 小泉久遠寺^⑩

「(土屋昌統書状)

駿州小泉之郷、就于久遠寺之儀、預御切紙候、殊自義堯貴所へ御状被差越候、令得其意候、則達 上聞如前々、御判形相調達進之候、但本州身延山同寺号如何ニ被 思召候、只今者可為御祝着之旨、御意候、此所被遂御分別、御異(意)見肝要候、委細彼御僧衆附与口説候条、不能祥(詳)候、恐々謹言、(元龜三年)五月十四日

土屋右衛門尉 昌統(花押)
玄東齋 御宿所

逐而 近日太田新六郎殿飛脚可被差返候条其時分精可申述候、以上^⑪
このように里見義堯く玄東齋く土屋昌統く武田信玄という奏者を介しての交渉によって、久遠寺改称の条件は一往保留され、不入安堵の判物が発給されたので

あつた。
この時、奏者として働いてくれた日向玄東齋への妙本寺日侃の礼状写しも残さ



吉原付近より富士山を望む

れている。

「玄東齋旅館

妙本寺」

乍聊爾用一翰候、仍從当寺相拘候富士小泉法花堂之事、(里見)義堯へ託言申候処、從貴殿被通土右(土屋昌統)、(武田)信玄不入免許之御判無相違候、大慶不如之候、先度房州へ御越之間、懸御目、か様之御礼為可申演参入候処、其日久留里へ御帰宅之間、不能見参、無念此事故、近日御帰国之由伝承候、彼寺寺号以下事、重而可申演候間、立破偏可在御前候、始中終頼存計候、雖左道候、扇子一本鴈役五手進之候、当国之名物吉甫矢_ニ候、御秘藏候者可為本望候、委細□(者)村山采女方口上付与候間、令省略候、恐々謹言、

七月 日 妙本寺 日侃^⑫

玄東齋が帰国に当たって、今後も小泉久遠寺の件はひとえに貴殿を頼みとするほかないとの懇望とともに、房州の名産の矢竹を用いた吉甫矢、鴈股^{かひまた}五本と扇子一本を送ってその労に感謝している。

しかし寺号改称への圧力はこれでおさまったわけではなく、その後も身延久遠寺からの働きかけが度々あつたよう、武田氏滅亡後におよんでも、この問題は

むし返されることになる。

前掲の『興門雜記』の「保田妙本寺古
文事」にはこのことを、

「右、五箇条之旨（日長申状のこと）

武田信玄披見之上縦雖有由緒甲駿兩國
一般之上者寺号可有捨由一カ条不
用、其後所領寄進可有寺号可替由雖有
之、使僧共私曲縦一國寄進茂不入事、
如上代可為久遠寺之段再三出言仕
畢。」

とあり、武田氏から寺領を寄進するから
寺号を変えてはどうかという申出に、こ
れを使僧は、たとえ一國を寄進されても
無用と断つたことが記され、久遠寺の寺
号を変えるつもりはないことを度々申し
入れている事が判明する。

補注

①原虎胤は北条氏康のもとに身を寄せること
となり、「鬼美濃」と呼ばれた猛将の寄食
を北条側は心から喜んで、「古^{いにしへ}の渡邊綱
に勝れり」と丁重に扱ったという。その
後、翌天文23年2月、武田信玄の娘黄梅院
と北条氏政の婚儀が調った際に虎胤は許し
を得て甲斐に帰り、再び信州攻略の陣頭に
立つて活躍、割ヶ岳城を攻めている際に負

傷し、永祿7年に64歳で病死した。海津蓮
乗寺を建立している。

②この小室の妙法寺は寺伝によれば、もと修
験の寺院で寺伝の「甲州小室山伏問答」で
は肥前房日伝が日蓮大聖人と験くらべをし
て負けたために改宗したことになってい
る。しかし日興上人の「弟子分本尊目錄」
にはあきらかに「甲斐國大井入道殿孫肥前
房者寂日房弟子也。仍日興申^三与^之。但今
背了。」とあつて開基の肥前房日伝は寂日
坊日華の弟子であることが確認できる。寂
日房日華（秋山氏）はもと七覚山円樂寺系
の富士修験者で、日興上人の教化によつて
小室出身の日仙（秋山氏）日伝（大井氏）
日妙らの弟子とともに日興上人の教化によ
つて帰依したもの。日伝は後に日興上人に
離反して妙法寺を開いたようであるが、寺
では妙法寺は三世日尊の代に富士門流とな
り、本迹勝劣をたてたが、身延七世日叡に
論破され、至徳三年頃再び身延門流となつ
たと伝える。しかし、上野妙蓮寺歴代に小
室出身者三人を数えるなど戦国期まで富士
との通用があつたらしい。この住持職補任
状の他、武田家の棟別・諸役免許状（天正
六年）、同じく武田家禁制（天正九年）が
あり、修験の道場らしく室町期の笈（県
文）を所蔵する。「富士門流上代事典」「日
興上人詳伝」参照。

③山梨県史資料編④一〇一四号、日蓮宗宗学
全書22—一九頁

④黒田基樹「北条氏の駿河防衛と諸城」武田

氏研究 17

⑤千葉県の歴史資料編中世③三九五号文書
（一四卷九号の五）

⑥山梨県史資料編④一一二二号文書 六 武
田信玄書状写

⑦稲田海素蔵『興門雜記』57丁、東大史料編
纂所²⁰¹⁴11、立正大学図書館D0476

⑧千葉県の歴史資料編中世③四二二号文書
（十五卷四号）

⑨拙稿「河東一乱と富士門徒」興風⑩号38頁
参照。

⑩千葉県の歴史資料編中世③四二五号文書
（十五卷七号）

⑪以下の文書の「玄東齋」を千葉県史資料編
では武田氏家臣で諸国使番の日向玄東齋宗
立にあてているが、堀日亨師は富要集で市
川玄東齋としている。ここでは、市川玄東
齋という人物が他の古文書等で確認できな
い事と、日侃書状の帰国という文言によつ
て一往、日向玄東齋にしておく。日向玄東
齋はこの年十月には信玄の出兵にともない
朝倉氏への使者に立っている。

⑫静資料編⑧四六一号文書

⑬千葉県の歴史資料編中世③四二二号文書（二
卷一六号）

⑭千葉県の歴史資料編中世③一一二二号文書
（五卷一五号）

誤字訂正（連載②）

誤 正

・ 17頁の14行目 北条氏真↓今川氏真

戦国期における富士門徒の動向Ⅲ

武田氏の駿河侵攻と富士門徒〔六〕

菅野憲道

北山本門寺の再興

永禄十二年二月四日、武田軍による北山本門寺の焼き討ち後、本門寺衆は北条氏の支城獅子浜城内の本能寺に避難していた。

その後、寺家衆は、北条氏による今川家再興に期待をかけていたらしく、次のような文書が残っている。

「駿河国富士上方重須本門寺事

右、従日蓮聖人的々相承、本門宗之根源、同寺号支証等明鏡之段、任増善寺殿代々御判形之旨領掌訖、兼亦重須郷為百姓職、本年貢納所之外者、地檢・々見・陣僧・臨時之諸役、一円停止之、地頭・代官無綺可被拘之、次門前家数甘間之分棟別・四分一、縦惣国不入之地寺社領共、為当座一返之雇雖申

付之、彼寺之事者為無縁所之間、不準自余之旨、任先判形領掌、永不可有相違者也、仍如件、

永禄十三庚午年(1570)八月十三日

(今川)氏真(花押)

本門寺 日殿上人^①

この安堵状を検討する上で注意を要することは、一には、すでに大宮城落城後であり、富士上方はほぼ武田氏によって掌握されつつある時機に、今川氏真による実効性のない判物がだされた点である。したがってこれは、寺僧の要請によって出されたものであろう。

この安堵状が出された当時、掛川城から逃れた今川氏真は北条氏の庇護の下、早川に館をおいており、駿河領内に一部残存していた今川方の勢力を再結集すべ

く尽力していた時機だが、武田氏の圧倒的な攻勢で駿河領は興国寺城をのぞいてほとんど奪われた格好になっている。今川氏真が実権を失った時期に北山本門寺衆が、しかるべき礼錢を贈ってこの判物をもらい受けたものである。門前棟別や諸役の免除は従来の永禄三年の氏真判物と変わるところがない。それでは零落した旧主になぜこうした判物を求めたのであろうか。まず十年前に出された安堵状と比較してみたい。

「駿河国富士上方本門寺之事

右、任代々数通判形之旨、領掌永不可有相違、然者陣僧・棟別・地檢々見・社役・諸勸進・竹木見伐以下、一切停止之、本年貢之外、不可有地頭・代官綺、次門前家数拾五間、棟別免許之旨、

先判形雖有之、只今
為新在家之由訴訟之
間、為新儀五間合式
拾間、永所令免許
也、縦惣国不入之地
四分一等、為当座一
返之雇雖申付之、彼
寺之事者為無縁所之
間、不可准自余者
也、仍如件、

氷禄三庚辰年(1560)

十一月十六日

氏真(花押)

本門寺 日出上人^②

この二通を対比し
て、永禄十三年の判物
に特徴的なことは、冒
頭に「従日蓮聖人的々
相承、本門宗之根源、
同寺号支証等明鏡之
段、」と同寺の由緒が
記され、氏真によって
領掌されていることである。

これは、室町中期以降、西山(日代門
下)、北山(日妙門下)、大石寺(日道



北山本門寺本堂(御影堂)

門下)、妙本寺(日郷門下)の間で次第
に日興門流における正嫡論争が激しくな
り、『大石寺久遠寺問答之事』など^③に

見られるように、本門寺の寺号公称をめぐ
る問題もまたその正統性の裏付けとして
重要な論点のひとつであった。そこで
北山本門寺側では、永正年間に守護大名
から戦国大名に転じて領国支配を推し進
めていた今川氏親から次のような判物を
得ている。

「従日蓮聖人的々相承、并本門寺々号
証文等、何モ支証明鏡之上、領掌無相
違者也、仍状如件、

永正十二年(1515)乙亥六月廿六日

修理大夫(花押)

本門寺 日国上人^④

この判物について、『家中抄』によれ
ば「中比、甲駿不和の時、駿兵甲武に籠
められ、この時重須の衆僧に密かに書状
を通用して駿兵無事帰ることを得たり、
その時褒美として今川家より寺号免許の
状を日国に賜う^⑤」と記されている。

この判物を見ると、北山対西山・大石
寺間にて、本門寺寺号公称をめぐる
の訴訟があった結果としての裁定状と
いう性格のものではなく、むしろ北山側
からの求めに応じて、……それは、日国
側から三堂本尊裏書きや二箇相承など

を進覽しての要請でもあつただらうが……、たしかに今川氏親が褒賞として發給した判物とみられるのである。

戦国期における領国制下において、寺家衆は国主に対して、寺領の安堵や不入権の保証を求めたことは当然として、門流内部における正嫡・由緒の争いにまで、積極的にその関与と保証を求めたことは注目される。

いかえれば、寺号や由緒とは、教義や信仰の問題というよりも、寺家として存続する上において、家職・家産的な世俗的權利にかかわる側面が強く表れているのである。それゆえに、

「従日蓮聖人の々相承、并本門寺々号」を世俗権力の領主に承認してもらうことこそが、寺家相続のカギでもあつたわけである。^⑥

永禄十三年、実権を失つた早川館の今川氏真に対し、北山本門寺が避難先から安堵状の發給を求めた理由は、まさに十五年前に甲州に侵略して窮地を陥つた北条氏親軍を手助けし、後に寺号の安堵を得た先例に倣つたものである。矢銭の贈呈などふたたび氏真側に加担し、

「従日蓮聖人の々相承、本門宗之根源、同寺号支証等明鏡之段、任増善寺殿代々御判形之旨領掌訖」

との文言を得るためであつた。

この安堵状には、混乱期の中で日蓮・日興門下の正嫡かつ本門戒壇建立の根本道場として寺門の地位を確立しようとの寺家衆の意図が強く感じられるのである。

次に、宛所が「本門寺日出上人」から「本門寺日殿上人」に替わっていることである。

日殿は、妙本寺日我の弟子で小泉久遠寺の代官職であつたが、北山本門寺日出の招きで転じたものである。

戦国期における寺運の衰退は北山本門寺でも例外ではなく、その後継貫首としてしめるべき器量の人物がなく、老齡の日出は困窮しており、しかも永禄二年には、おりから富士諸山の和融のために滞在していた要法寺日辰を招請して断られている。^⑦

そこで、日出は久遠寺代官の日義に誘いの手を延ばし、永禄八年には日義は北山に移り、名を日殿と改めて法燈を継ぎ^⑧、その後、幾ばくもなくこの戦火に遭遇したのであつた。

日殿出自の鈴木氏は今川氏の家臣でもあつたから、今川氏真への接近は容易であつただらう。しかしその期待も虚しく、元龜二年(1571)末には甲相一和となり、北条氏からも見放された今川氏真は落魄し、徳川家康をたよつて早川から出奔するのであつた。

日出・日義等は目算が狂つてしまつたであらう。武田氏への有力な人脈を持ち得なかつた寺家衆は、寺家再興の安堵状を得るために、あらゆるつてを求めたに違いない。

前述の通り、翌元龜三年五月十三日には里見氏の推挙によつて小泉久遠寺が武田信玄の安堵状を得ている。これを知つて日出、日義は妙本寺日我にまでその助力を求めたものと思われる。その書状の冒頭部分を掲げる

「謹上 本門寺日出御隠居所 妙本寺 隠居日我。

卒爾ながら啓せしめ候、仍つて数年 御牢落、窮屈成され候、

言端に及ばず候、御本覆大慶に候、随つて甲州より下知なさるる子細に候哉、小泉へ御談合あるべき分候敷、之につ

いて様体を申し候。先年、兵部卿を其の寺へ相招かれ、住持に成され候は、世間仏法前代未聞の事に候。

御牢人故に其届に及ばず候……」^⑨

これよると、「数年御牢落」とあつて、本門寺衆の伊豆・獅子浜への避難が数年に及んだこと、「御本覆大慶」とあつて、元龜三年六月頃によくやく寺家衆が遷住したこと、武田氏から貰い受けるべき寺家再興の安堵の件について、小泉久遠寺を通じてその相談があつたことなどが記されている。

「……然る処、貴公の御代の内、愚之弟子を内々に相招くの

由、承り及び候て、不和になり候処に、重て招き越し、剩え住持に成され

定

寺中より親能法師
以下必分は義元同族
町上は後裔絶不有
相違作畢竟寺が修造
佛は興隆ふ有念持
仍の件
天正三年
九月廿二日勝頼判

本門寺

武田勝頼判物

候。殊に兵部卿の起請文に、日目御門家・富士諸山の内に於て罷り移り候はば、自身并に其寺家とも、謗法墮地獄たるべきの旨、自筆自判に申され候、……」

と云つて、この問題は、師を捨て、起請文に背く謗法であると指弾し、

「……若し兵部卿を追出し候て、日出再住候か、然らざれば余人ニ補任候はば、同心申す事も之有るべきか、その儀無くば未来永劫に申合すべからず候、今度の一儀も御談合は御無用たるべく候……」^⑩

と記して、本門寺の寺家再興についての談合・助力を手厳しく謝絶しているのである。

日出らにとつては、日我を通じて里見義堯からの口添えをもらうことがもつとも有力な方法であつたはずだが、それは日我にすれば、あまりに身勝手な要請であつた。

また武田信玄とつては、急変する西国の情勢下、おそらく駿河分国支配について、いまだ構想の定まっていない部分も多かつたに違いない。とりわけ富士諸山

と身延山の関係など、久遠寺寺号問題に見られるように、信玄自身の意図とは異なっており、将来に課題を残したままであった。信玄自身には大石寺・本門寺をそのままの形で安堵する意志はなかったようにも考えられる。

したがって、大石寺と本門寺について、その再興の安堵状が下された時期はかなり遅く、信玄病没(天正元年¹⁵⁷³)四月十二日)という情勢の変化によつて、すなわち、勝頼による駿河領国の安定化を急ぐ政策の一環として、翌天正二年秋にいたつてようやく許容されたのであった。以下がその安堵上である。

「定

寺中之規矩并法度已下、如今河義元・同氏真時、自今以後茂聊不可有相違候、畢竟寺家修造、仏法之興隆、不可有怠慢者也、仍如件、

天正二年甲戌

九月十二日 勝頼(花押)

本門寺^⑩

また、この安堵状と、これ以前、天正元年に西山日春が受けた西山本門寺の安堵状(以下に掲載)を比較すると、武田

氏領国下における両山の勢力が、今川氏時代とは逆転してしまっていることが明らかになるのである。

「定

一駿州富士郡之内本門寺之儀、任于開山日興之血脈、

自今以後弥日代門下之仏法、不可有

怠慢之事

一門前之家拾間之分、諸役令免許之事付、除惣国一統之城普請共、

一於于寺中殺生禁制之事

一寺家修造之時、鍛冶・番匠等之大工

職、一切不可被相定之事

一於山林、叨剪取竹木儀、堅可被相禁

之事 以上

右条々、向後聊不可有相違者也、仍如件、

天正元年癸酉十二月廿六日

(武田)勝頼(花押)

富士郡 本門寺^⑪

補注

①「静八」二四六号文書 今川氏真判物

②「静七」二八五四号文書 今川氏真判物

③妙本寺蔵。同記は、文明頃にすでに大石寺

・久遠寺・本門寺の間における正嫡論争があり、問答となったことが記されている。同記は一部翻刻されている(富要集⑨ 51頁)。また西山日代による訴状など、北山・西山間には当初から正嫡争いが続いていた。

④「静七」六一七号文書 今川氏親判物

⑤日精上人著。明暦・寛文頃成立。富要集⑤ 220頁

⑥ただし一般に室町期における訴訟の証文・文書については、その真偽判定はきわめてずさんであることは史学上の常識でもある。久野俊彦・時枝努編「偽文書学入門」(柏書房)参照

⑦富要集⑥ 42頁。辰春問答「永禄己未三月六日・重須日出上人・東陽坊本行坊を以て重須本門寺を日辰に付属す可きの由・三請有り」と雖も遂に領納を作さず、諸檀那・兩日温座・住山を請はるゝと雖も甘心を致さず」

⑧「日我弟子交名」中に「兵部阿闍梨日義―永禄八年移重須」とあり(千葉資料中世③ 一八七号文書)、(同十年の「中日向総門徒中連署起請文」(前欠)に、「一、日義不可申承事」(千葉資料中世③ 三七一号文書)と見えているところより、日義が久遠寺を離れたのが永禄八年、その後十年頃に北山本門寺貫首になったものと推測される。)

⑨千葉資料中世③ 四三七号文書

⑩千葉資料中世③ 四三七号文書

⑪「静八」八二九号文書。武田勝頼判物。

⑫「静八」七三七号文書。武田勝頼判物。

戦国期における富士門徒の動向Ⅲ

武田氏の駿河侵攻と富士門徒〔七〕

菅野憲道

大石寺の再興

前述したように、駿河における武田氏の領国支配下の日蓮宗諸寺への禁制・安堵等の年次を示せば以下ようになる。

- ・永禄12年7月5日 武田氏禁制 西山寺
- ・永禄12年7月5日 武田氏禁制 上野郷（妙蓮寺）
- ・元亀元年7月8日 穴山氏寺領安堵本成寺領（惣持院宛）
- ・元亀3年3月13日 武田氏寺領安堵・再興判物 沼津妙海寺
- ・元亀3年4月30日 武田氏寺領安堵・再興判物 岩本実相寺
- ・元亀3年5月13日 武田氏寺領安堵

小泉久遠寺

- ・天正元年12月26日 武田氏禁制・諸役免除 西山本門寺
- ・天正2年9月4日 跡部勝資書状寺領安堵・修造 大石寺
- ・天正2年9月12日 武田氏寺領安堵・修造 大石寺
- ・天正2年9月12日 武田氏寺領安堵・修造 北山本門寺
- ・天正3年11月15日 穴山氏判物 松野妙勝寺を身延山末寺として寄進。
- ・天正4年4月12日 武田氏禁制・諸役免除 下条妙蓮寺
- ・天正4年6月9日 三浦員久年貢寄進状 北山本門寺
- ・天正4年7月1日 武田氏判物諸役免除 西山本門寺

- ・天正4年8月13日 跡部氏判物諸役免除 下条妙蓮寺
- ・天正7年2月17日 跡部氏判物寺領寄進 下条妙蓮寺

このように、大石寺および北山本門寺に対する安堵は、他の寺院にくらべても遅く、しかも武田信玄病死後の事であった。その間、本門寺々家衆が武田氏から安堵を受けるために苦心していたことは前号でもふれたごとくである。

大石寺の場合を検証してみよう。日院師は元亀三年の時点で五十五才である。（日院師は天正十七年七十七才没。九才にして付弟となった、いわゆる稚児貫首である）

この頃に院師から主師に貫首が替って

いる。それは元龜三年二月から元龜四年八月の間の事で、主師十九才の頃である。^①

家中抄の主師伝によれば、

「釈の日主、俗姓は下野国一色なり、父河内守館林の城主なり代々上杉の家臣なり後小田

原に属し猶館林に在り、子

息を出家に作んと欲し閑宿

の神宮寺に登せ真言を受

く。時に幸嶋の妙行坊富士

に詣づ、院師妙行に対して

云く付弟を定めんと欲するに仁なし、妙行云く神宮

寺に利根の小僧有り（云云）、院公云く公願くは之れを謀れ、妙行神宮寺に詣り小僧十三歳なるを誘引して平井信

行寺に置き後富士に登す、寂日坊久成坊の指南に因り当家を聞く。」^②

とある。

館林城主に一色氏は検出できないが、

閑宿の神宮寺とは現在の幸手市にある神宮寺に比定される。この神宮寺は本尊を

薬師如来とし、源頼朝や西行とかかわる伝承をもつ古刹であり、近在の高野の渡



大石寺 御宝蔵

しは、鎌倉街道の奥州往還の要衝でもある。

俗姓一色氏を事実とすれば、足利支族一色氏の庶流、幸手城主の一色氏の縁故

のものと考えられる。幸手一色氏は古河公方の家臣であり、この当時は北条氏の

家臣化している。

いずれにせよ、院師五十五才のやや早いように思われる引退と、北条領国内の

武將の家から出た小僧をもらいうけて付弟に定めたことの背景には、院師の郷里

・土佐の幡多郡吉奈における生家一族の没落^③とあいまって、主師とその一族の

政治・経済力を頼みとしなければならぬい事情が考えられる。

侵略してきた戦国大名に対して、何らの外交人脈をもたない小寺家にとって、

諸堂再建はおろか不入の安堵すらもらえない状況下では、新しい領国主に向か

の縁のある者を貫首職にすえ、寺家存続をはかることも有効な手段であ

ろう。

大石寺の場合も、甲相軍事同盟が復活したこの時期に、せめて同盟関係にある

北条氏につながるりのある者を貫首職にすえることは、極めて有効な手段であった

違いはない。

その北条氏との関係を示すものが元龜三年以降の「北条氏政書状」等であった（連載「三」参照）。

一方、武田氏にとつても信玄（天正元年没）病死後は、駿河分国領内の安定的支配が急務となつていた。武田氏は、富士浅間神社再興等に見られるように、在地勢力の伝統的権威や支配力を利用するために、その既得権益を、今川時代同様に引き続き認めることで、安定化をはかりつつあつた。

このような政治状況の変化によつて、ようやく大石寺にも安堵の判物が下されたのであつた。以下がその判物である。

「駿州富士郡上野の郷大石寺中の事、住古の規矩に任せ四至勝（傍）爾境等、自今以後聊違乱有るべからず候、畢竟寺家の修造仏法の興隆怠慢無き様御肝煎簡要に候、造営等の儀は上人の御作意を得て涯分馳走せしむべく候、恐々敬白。

（天正二年か）九月四日

跡部大炊勝資在り判。

大石寺 玉床下^④

「定、寺中の規矩並に法度以下、今河義元同氏真の時の如く、自今已後

も聊相違有るべからず候、畢竟寺家の修造仏法の興隆怠慢有るべからざる者なり、仍て件の如し。

天正二年甲戌九月十二日

勝頼在判。

大石寺^⑤

前の文書の跡部勝資は武田勝頼の重臣であり、奏者として勝頼から大石寺安堵の内意を得た上での書状であつたと思われ、それが八日後に武田勝頼の公式の安堵状発給となつたものであろう。

文意は、従来からの寺域境界の承認、諸堂再建の許可である。

とくに「造営等の儀は上人の御作意を得て涯分馳走せしむべく候」とは、諸堂の建立造営が青年貫首の日主上人の意向と指示を受け、分に応じて尽力せよとの意で、わざわざ「上人の御作意を得て」と筆記されたところに、主師の人脈を通じた外交努力がうかがわれる。

さて、寺家の再興は堂宇再建や寺領安堵ばかりでできるものではない。もちろん寺家として組織的・人事的な掌握も必

要であるし、さらには聖教・什物の相続・管理や、あるいは寺家の教義・由緒の相伝・整束も重要な要素の一つである。つぎの記録はそうした一面を物語るものである。

「御筆、数十二通

御筆之大本尊一包 同三包

元龜四年¹⁵⁷³癸酉八月十九日

御つつらのうち、むしはらいの人数事

當貫 僧日主 花押

陰 日院 花押

久成坊 日悦 花押

寂日坊 日誉 花押

御代 理鏡 日順 花押

御中居 積善坊 日出 花押^⑥

什宝虫払いの記録が残っているのはこれと天正八年・元和八年のものだけで、大変めずらしい記録ともいえる。毎年、あるいは数年おきに行われる本尊・聖教等の虫干しにおいて、このように貫首・隠居や役僧等まで連署して文書を作成することは、きわめてめずらしいケースに属する。であれば、この記録には、一、貫首の交替にともなう、重宝類の引

「(奥書) 是ハ顕能坊自筆理境坊日典ヨリ日主相伝仕者也。」

IV、六人立義廢立私(日優写本)

「(奥書) 天文三年五月日 久成坊日

悦判

永祿十三年(注・元龜元年1570) 庚午九月十二日ヨリ草氣ヲ煩ヒ十月九日ヨリヲコリヲ煩ヒ、老後ノ事必定靈山参リト存候所ニ不慮ニ取直ス分候、夫ニ付キ口ニ任セ申シ候已上。^⑬

このように、戦火が収まって平和が回復すると、失われた時間と什物典籍を埋めるかのように、孜孜として聖教典籍の筆写・補修が営まれるのも、よく見られる現象である。いわゆる法燈相統とは布教や経済的営為のみならず、むしろこうした典籍書写という地道な営みによって支えられてきたのである。

また主師に関わる典籍を一瞥すれば、戦国末期の大石寺におけるおおよその教学的傾向も、ある程度は把握できる。

このうち、理境坊日典から相伝したものに、「類聚翰集私」「四信五品抄見聞」があり、久成坊日悦から相伝したも

のに「穆作抄」「六人立義廢立私」がある。

理境坊日典は、これ以前、

(1) 日院師から聖筆を授与^⑭されており、

(2) 久成坊日悦とともに日辰師の大石要法通用交渉にあたり^⑮、

(3) 元龜四年には没している^⑯ことなどを考えると、永祿七年の宗祖真筆消息の授与が、理境坊日典の功積への褒賞であり、相当の高齢で院師より年長であったことから、永年代官として、稚児貫首時代から院師を後見し、寺家の経営にあたってきた老僧だったと思われる、またもとは下野菌部衆^⑰であったとも考えられる。

また久成坊日悦は、下野・石田の日尊門徒法華衆で、少年の主師を連れてきた妙行坊その人である。^⑱

しかし、この久成坊日悦もまた、

(1) 理境坊日典とともに院師の後見役的な立場にあったこと。^⑲

(2) 永祿十三年には老齢であったこと。

(3) 元龜四年の虫払いにその名が確認

されるが、天正八年には久成坊日盛となっており、すでに入寂したものと見られる。

したがって主師もこの久成坊日悦、および家中抄にいう寂日坊日誉について修学したことは明らかである。

院師、主師二代はこの兩人を通じて左京日教の法門書などを相伝したのである。(以下次号)

【前号誤字訂正】

12頁上段23行目、

×北条氏親↓○今川氏親

補注

① 「院師筆御本尊(下之坊藏 要集⑧19頁) 元龜三年二月吉日、大石寺□□□□、(他筆)相模阿闍梨日等。」

② 「主師筆御本尊(市場三木家藏・諸記録②48・要集未載)

元龜四年癸酉八月十五日富士大石寺衆二位阿闍梨日出授与之」

この間に貫首が交替したと思われる。な

お二位阿闍梨日出は、この直後の虫払い日記にてくる仲居の積善坊日出であり、おそらく主師が眞首就任直後に書写したものである。

② 富要集⑤巻258頁

③ 院師の父は幡多庄吉奈の図書の助高国、青木城主伊予守の孫といわれ、土佐一条氏の家臣だったと思われるが、天文頃から内乱が続いて天正期に長曾我部氏にとつて替わられており、これ頃から幡多地方の富士門徒は全く消息不明となる。

④ 富要集⑧巻44頁

⑤ 富要集⑧巻44頁

⑥ 富要集⑧巻43頁、歴代全①461頁。巻頭写真。

⑦ 仙波喜多院は天文十五年の川越夜襲で焼失。

⑧ 雪山文庫仮目録96 (御宝蔵)

⑨ 雪山文庫仮目録108 (御宝蔵)、富要集②巻、研教③巻

⑩ 雪山文庫仮目録117 (御宝蔵)、富要集②巻、研教③巻

⑪ 雪山文庫仮目録115 (御宝蔵)、富要集②巻、研教③巻

⑫ 富要集⑥巻2頁

⑬ 雪山文庫仮目録②

⑭ 大石寺蔵。二箇相承・本門寺額・大石寺図・本尊示書・日興跡条々事・本因百六か奥書・御遷化記録等と仏天深秘之間答抄を合冊したもの」

⑮ 大石寺御宝蔵文書。私推定・日主上人筆
⑯ 興風叢書6「御書目録日記事」および解題参照

⑰ 雪山文庫仮目録他門の部5。主師所持。但し未見。

⑱ 富要集④巻・研教③巻。翻刻所載の学優写本のもとの底本が日教自筆本か、主師筆写本か、あるいは他筆かは奥書からは判明しないので、仮に手沢本とする。

⑲ これも日優写本のもとの底本が誰であるかは不明。ただし奥書の永禄十三年(正確には元亀元年四月改元)九月十二日の日付より、主師に相伝されたものと推定した。

⑳ 富要集⑧巻42頁、歴代全①454頁、(聖筆授与書)

「久成坊日悦御祇口(候)之時子細候て愚僧一人して御前において御つらの内をおかみ申御消息御判御座候を一通理境坊日典江令レ與者也。御中居者二位阿御祇候之時御判形十五通之内を一通與候へ者十四通御座候。為二後日一如此一筆如レ件。

永禄七年(1564) 甲子七月廿四日 日院(花押)

注・この宗祖眞筆消息は盈師の代に理境坊日義が返納したと思われる。富要集⑧50頁、堀日亨師「血脉相承の断絶等」(正信会報24号)参照。

㉑ 本宗史綱262頁・夏期講習録④230頁辰師筆「与本因坊書」

「永禄元年戊午十一月九日貴所大石寺ノ久成

坊理境坊対談ノ時頭応坊ノ一冊ヲ借りテ日辰被見せしむ也。一、永禄元十月上旬日辰大石寺與ニ要法寺通用ノ文ヲ書テ贈ル也、時ニ大石寺ノ當住久成坊理境坊輩同心通事ノ案文ニ云ク佛造立ハ迷妄救助ノ方便ト被レ書云々」とあつて、院師の時にはすでに久成坊日悦、理境坊日典ともに大石寺を代表する老僧であつた。

㉒ 元亀四年の虫払い日記では、理境坊日順になつている。

㉓ 日鎮上人筆御本尊(下野蓮行寺蔵)に「明応三年(1494)六月七日、大石寺門弟下野国菌部住僧丹波阿闍梨日典授与之」(富要集⑧197頁)とあり、九十余の高齢でなくなつたとすれば理境坊日典と同一人物と見られなくもない。

㉔ 富要集⑤41頁「弘治二丙辰年(1556)七月八日……大石寺僧妙行坊日悦具ニ此事ヲ説ク(下野法華衆の事)。故ニ今此レヲ記ス。妙行坊後ニ久成坊ト名ツク此ノ人ハ昔石田ノ僧ナリ」

㉕ 日辰師による通用の交渉は、永禄十年十月上旬書状にて申し入れがあり、ついで久成坊・理境坊と対談して左京日教の著書を示され、その後、永禄元年十一月十五日の院師書状「要法寺日辰御報」によつて交渉は打ち切りとなつたが、この院師書状を辰師は「当住(院師)・久成坊・理境坊輩、同心通事の案文」ととらえている。なおこの院師の書状には、本因妙抄・本因妙口決、五段荒量の引用が見られる。

戦国期における富士門徒の動向Ⅲ

武田氏の駿河侵攻と富士門徒〔八〕

菅野憲道

大石寺の再興（つづき）

鎌倉・室町期は身分制度のはっきりした階級社会であり、権門寺社内部でも僧侶は学生・堂衆等の階層があり、寺院の

支配層は学生によってしめられていたといわれる。①

この点、東国田舎の小寺家にとつても事情は同じであったと思われる。貫首・別当等という職位が門流・法流独自の教

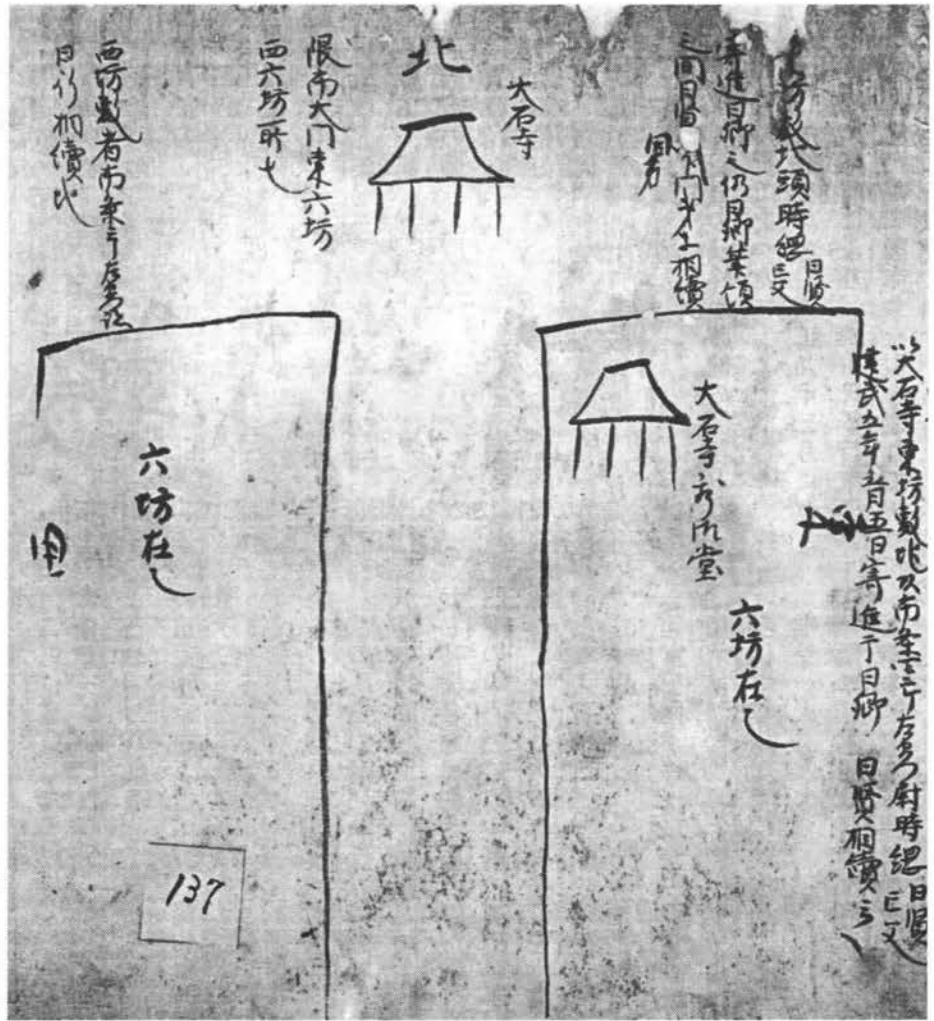


主師筆「大石寺図繪」

学・儀式等を伝える地位であれば、氏索性・経済力のみならず、相応の学識を有する学生が求められたであろう。しかし教育制度も未整備で、識字率も低い中世社会にあつて、大衆には無学の者も多く②、つねに人材難に悩まされ、後継者を確保することが困難であつた。

ましてや戦国期に入つて、打ち続く戦火・飢餓・災害の中で、生きのびるのに精一杯の時代では、しかるべき有為の人材を見つけることも育てることも非常に難かしいことであつた。③

大石寺家においても、真言天台系の神宮寺の小僧であつた主師を誘つて院師の徒弟となし、数年後には早くも貫首に補任しているのであるから、急ごしらえの感は否めないし、ここにも人材難が露呈



妙本寺日賢筆「大石寺東坊地係争図」

したのであった。
前にあげた一連の典籍の書写や相伝は二十才頃のもので、貫首に登った後においても老僧に付いて習学していた時期のものとは推定される。平和な時代であれ

ば、天台の談義所等に笈を負って遊学し、蛍雪の功なつてから就任するのが常であったが、戦乱の余燼くすぶる不安な世情では、やむなく寺内や避難先で細々と学問の営為が続けられたのであった。

またこの主師「雑録」の書写の年代は、末尾にある花押形より、天正十年頃のものとは推定される。
それは天正八年の「靈宝虫弘日記」と、本文書の花押形は明らかに異なっており、天正十年以降の御筆本尊など見ら

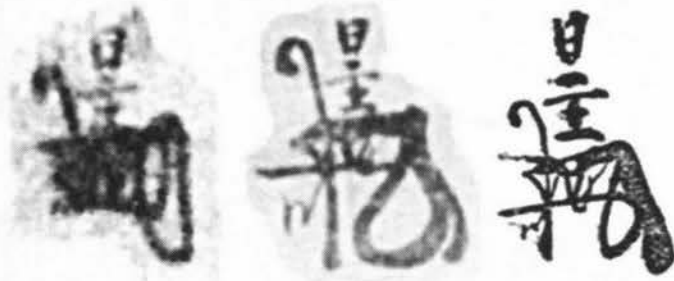
- つぎにⅦ、主師「雑録」(仏天深秘之問答抄他)について検討してみよう。
この典籍は大石寺絵図など一部分しか公開されていないが、全体は冊子本・三十二丁の形態で、表題等はない。
- (1) 二箇相承
 - (2) 本門寺額
 - (3) 大石寺図絵
 - (4) 戒壇本尊並讓座本尊授与書・主師示書
 - (5) 日興跡条々事・主師示書
 - (6) 本因百六箇之奥之御示書
 - (7) 宗祖御遷化記録
 - (8) 宗祖本弟子六人・日興弟子本六新六・日目弟子・重須新六
 - (9) 仏天深秘之問答抄(日要作)・主師示書
- の順序で類集・書写されたもので、(3)・(4)・(5)・(9)などに主師が若干の註釈を付け加えている。

れる花押形であることが確認される。すなわち天正九年前後に、主師は花押形を変えていること、および字体が若いこと、所持者の大和阿闍梨日相の寂年などから、本書が天正十年頃のものと思われる（花押形写真参照）。

この頃の時代背景をいえば、天正七、八年にかけて甲相同盟が破綻している^④。武田氏は北条軍と織田・徳川連合軍の強敵に東西から挟まれる恰好となり、駿河領内に戦乱のうわさがとび

かい、東西からの侵略が時間の問題となってきた時期であった。

こうした折りから、天正九年三月には西山日春の策略により、武田氏奉行衆の増山権右衛門が興国寺衆を引き連れて、



主師の花押(左から、天正8年・天正11年・雑録末尾)

北山本門寺の重宝が強奪されるという事件がおきている。

この事件については後述するとして、主師「雑録」が記録された時期が、本門寺重宝強奪事件後、武田氏滅亡前後にあたるというきわめて特異な歴史状況だったことに留意しなくては、その意図は明瞭にならないであろう。

そこでこの典籍を見ると、北山本門寺の重宝強奪をうけて、二箇相承並びに本門寺額の書写を冒頭に掲げているが、奪われた重宝の書写記録という意図があったものと思われる。

さらにその配列の仕方に大石寺の法脈が歴史的にも正統であるとの主張、すなわち蓮興目の付法系譜と、大石寺即大本門寺の中心という主張の裏付けを並べ、他山に対する大石寺の優位を主張したものと考えられる。

この点、(5)の「日興跡条々事示書に、
「富士四ヶ寺之中ニ三ヶ寺者遺状ヲ以テ相承被レ成候。是ハ惣付嘱分也。大石寺者御本尊以テ遺状被レ成候。是則別付嘱唯受一人ノ意」

大聖ヨリ本門戒壇御本尊從ニ興師一正応之御本尊法体御付嘱、例者上行薩埵定

ニ結ニ付嘱大導師一以ニ意得ニ如レ此御本尊処肝要也。従久遠今日靈山神力結要上行所傳之御付嘱末法日蓮日興日血脈付嘱全体不二色替一其儘也。八通四通者総付嘱坎。當寺一紙三ヶ条之付嘱遺状者文証寿量品儀也。御本尊者久遠以来所未手懸付嘱也。」^⑤

と記して、「八通」^⑥すなわち西山本門寺においては当時すでに日代正嫡を証する八通遺状を称揚しており、これに対する北山本門寺では「四通」^⑦の付属状をもって日妙正嫡を主張していたのであり、主師はこれにたいして大石寺は戒壇本尊と譲座本尊をもって法体付嘱とし、「日興跡条々之事」をその文証とするとの意である。

このように富士四か寺^⑧のそれぞれに、室町前期には自家の正嫡を主張する文書が現れてくるが、何れも文献批判上の問題を含んでいるものである。また主師は、二箇相承と本門寺額を並べてあげているが、この両文書が、北山本門寺に所伝されたものであることには充分注意をはらわなければならない。

(3)の大石寺絵図は、ややもすると天正期の大石寺図と考えられがちであるが、

おそらくそうではあるまい。

この時期は武田軍の焼討ちにあつて、
いまだ修造復興ならざるうちに、再び戦

火がくすぶつていた時期である。また妙本寺や久遠寺の再建の例を考えると、焼失後いまだ幾ばくならざる大石寺においても、寺中の姿は仮建築の堂宇や焼け残った僧坊、数力坊程度のもので、再建は困難をきわめていたと推定されるからである。(八頁写真参照)

そこで、次に大石寺
絵図を子細に検討すると、まず寺中の十二か坊については、それぞれの支坊を(8)の大石寺本六・新六によつて開基を配したに過ぎないことが分かる。この(8)の文書も、も

とは「御書目録日記之事他」^⑨の中の「大石寺本六新六、重須新六」^⑩を引用した発展した形であつて、これら日興上人弟子新六の説は、おそらくは「定大石

寺番帳事」^⑪に端を発する説であろう。

けれどもこの文中にみえる新弟子六人の筆頭(但し、大石寺図では新六の六)



大石寺の名も見える古地図(「駿州富士郡吉原宿図」)

とされる越後阿闍梨日弁は熱原法難の立役者の一人で、日興上人自筆『弟子分本尊目録』に「弘安年中背白蓮」^⑫と記されているように、宗祖滅後まもなく日興

上人とは袂を分つている。したがつて大石寺中に僧坊を構えたり、御堂の香華の給仕にあたることはあり得ないのである。

「定大石寺番帳事」については、この他にも識年号の元徳二年に既に亡くなつてゐる人物が数名あげられているなど、この書が室町中期の仮託書であることはほぼ間違いない。^⑬

ところで、一般に寺院の草創年代を考へる場合、過去帳や墓石などを照合した上で歴代表を調べると、開基のあと数百年にわたつて空白が生じている場合が多い。この場合、戦乱によつて記録が失われたケースもあるが、俗に「もらい開山」と称して、由緒をもらふこと、すなわちもともと由緒の存在しない寺院が、戦国期から近世にいたつて寺院を創建する場合、名義をかりて再興の形にした場合が多い。この再興ということも、実質的な再興から、架空の説まで、実態はさまざまである。

したがつて開基から近世まで歴代に長期の空白があり、文書・典籍奥書・金石文などに、その寺院や人物の存在を裏付けるものが皆無であれば、開基の由緒はあまりあてにならず、その寺は近世創建

の可能性が大きい。

大石寺の場合も塔中の歴代譜^⑭を見れば、半数ぐらいは江戸初期に再建されたものと思われる。たとえば蓮藏坊は長い間中絶していた坊跡に永師の代に再興したものと伝えられるし、蓮成坊・南之坊・本住坊・淨蓮坊などは何れも伝説に基づいて寛永以降に再興（または創建）されたものであろう。

さらに明徳頃の東坊地争訟にからんで制作されたと思われる大石寺図^⑮によれば、御堂と東坊敷（六坊在也）、西坊敷（六坊在也）が記されているのみであり、六代日時師頃までの大石寺の姿をほうふつとさせる。もちろんこの場合も、塔中十二か坊が整然と存していたわけではなく、時によって荒廃があり、東坊地と西坊地に六坊程の坊跡があるという意であらう。

これに比べて主師の大石寺図は、有師の頃に成立したと思われる本堂・御影堂・天経^⑯が並べて記され、塔中坊跡は十五か坊に増えている。焼き討ち後の戦国期に、図のような堂舎・僧坊が、整然と構えられているはずがなく、結論からいえば、本図は、戦乱ですっかり荒廃していた大石寺の再興すべき指図として書か

れたもので、歴史理想図ともいふべき性格のものと考えられる。

院師が早く隠居し、若年の主師に貫首職を替わって期待したものは、諸堂の修造、教義・儀式の復興、門流の再編などであろうから、大石寺再建への基本的なありようをこの書によつて念記したものと見える。

また(6)には百六箇抄奥書が引かれている。もともと本因・百六箇の両巻抄は尊門系に伝えられもので、左京日教師をはじめ下野の尊門系法華衆が大石寺に帰依し同化する過程で、この両巻抄も大石寺系でも受容され、重視されるにいたったと考えられるのである。

また、天正十年の武田勝頼滅亡と徳川支配、天正十八年の北条氏滅亡という激変する政治権力の余波は、おのずから寺家をも直撃し、大石寺・要法寺との通用（天正十五年）、主師の失脚（文禄三年頃）と、寺家再建への混乱が続いたのであった。

補注

- ①「中世寺院と民衆」井原今朝男、「日本の中世寺院」伊藤正敏等参照
- ②沙石集には、経巻を逆さにして読む僧や、

法華経も大般若経も見分けがつかない僧（八巻の三）など愚僧の逸話がしばしば見られる。

③すでに見てきたとおり北山・西山等の貫首は要法寺日辰を後継に招請して断られ、妙本寺も日継の時に後継付弟を定めることができず、日は擯斥事件に発展している。

④静岡県史通史編②中世1069頁

⑤歴全①459頁

⑥興全325頁、富要⑧162頁

⑦四通の遺状とは興全334頁337頁・富要⑧143頁の「五師への付嘱状」「日妙に授与書」に、本門寺根源の額、三堂棟札をさすものか、あるいは二箇相承を指すものか不明。

⑧富士四か寺については正信会報91号「戦国期における富士門徒の動向（その一）妙蓮寺の開創年代の問題」往見。静岡県史通史編②599頁などで「富士五山の成立」と立項しているが、富士五山の名称は近世にはじまる。

⑨興風叢書⑥「御書目録日記事」および解題参照

⑩同書127頁

⑪興全339頁・千葉資料中世③二五八号文書・富要⑧227頁

⑫興全122頁・宗全②112頁

⑬「一定大石寺番帳事」は保田日要の切紙が初出である。

⑭能勢順道師「末寺歴代譜」参照

⑮千葉資料中世③三二五号文書

⑯富要①20頁・この部分はすべて亨師が後加と認め線引きしたものである。

戦国期における富士門徒の動向Ⅲ

武田氏の駿河侵攻と富士門徒〔九〕

菅野憲道

大石寺の再興（つづき）

ところで、大石寺と北山本門寺は天正二年になって武田勝頼から再興の安堵を得たものの、焼失した諸堂の再建はどうなったのであろうか。

大石寺および北山本門寺の建造物は室町中期には本堂・御影堂・天堂を中心に客殿や僧坊が列っており^①、周囲には門前屋敷も形成されていたが、おそらくその大半を焼失したものと思われる。

北山本門寺の場合には以下のような記録が残っている。

（日出置文裏書）「本堂永仁六年二月十五日之建立、永禄十二曆己二百七十

二年ニ当テ、二月四日焼失也、拾年已後建立、

願主渋谷伊賀守、御影堂願主和大夫妙満入道、同天堂和夫日向 守号法源入道^②

この記録によれば永禄十二年の祝融から「拾年已後建立」とあって、天正六年頃に本堂等の三堂が再建している。^③

ちょうどこの時期は武田勝頼が富士大宮の再興や郷中善悪改め役の制定、伝馬制の整備など、河東の実質的かつ安定的支配を実現するための撫民政策をすすめていた時期であった。

この御影堂の建立願主「和大夫妙満入道」、および天堂の願主「和夫日向守号

法源入道」とある「和大夫」氏は以下の文書に見られる和大夫氏と思われる。

一定

向後於富士郡新屋三間、御普請役御免許候旨、

被仰出候者也、仍如件

元龜四癸酉十一月廿七日〇（竜朱印）

土屋右衛門尉（昌統奉之

和大夫庄左衛門尉との^④

「今度小山地、徳河取詰之処、数日籠城励戦功之状、神妙候、

弥可存忠信候也、仍如件、

天正三 九月二十一日〇（印文晴信）

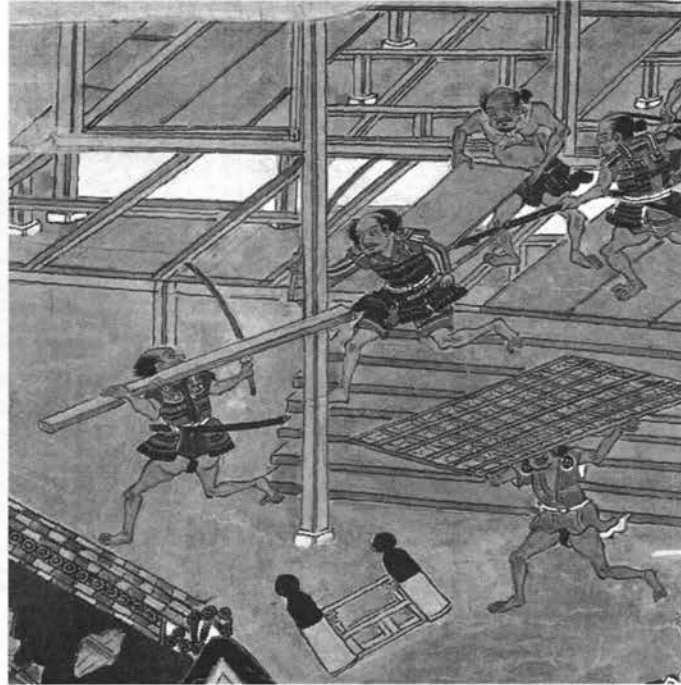
和大夫正左衛門殿^⑤

前者は篠原与一左衛門（二間）・佐野

与三左衛門（三間）らとともに天正元年^⑥十一月二十七日付で新屋普請役三間分を免除されたもの。和大夫氏は富士上方の地侍で、篠原・佐野氏らとともに御普請役免許などの恩給とひきかえに軍役衆として武田氏に仕えることになったものとおもわれる。

後者は武田勝頼が長篠の戦いで織田・徳川連合軍に破れ、高天神城および小山城（吉田町）に防衛線戦を下げ、三浦員久らに加勢を催促させ^⑦、小山城に籠城した岡部長教・佐野左京亮・同新四郎・狩野次郎兵衛・和大夫正左衛門・杉山小兵衛・朝倉六兵衛・原河大和守等の軍功を賞した感状の一つ。この他にも多数発給されたものと思われる。

和大夫庄左衛門は三浦右馬助員久の指揮下の一騎合衆であったと思われる。^⑧



左 戦乱には「乱取り」といって、略奪や破壊が横行した

本門寺文書で「和大夫日向守」と名乗っているが、戦国期において官途名は戦国大名が独自に発給するようになるが、この「日向守」という受領名も和大夫庄

衛門尉の軍功への褒賞であったと思われる。三浦員久と北山本門寺の關係^⑨を考えれば、同一人の可能性が大である。

本堂の建立願主、渋谷伊賀守もまた、武田氏の取り立ての地侍であろうか。^⑩

天正十年に西山日春の作った北山・西山和融案文には、北山を代表する檀越として、石河三郎左衛門・井出土佐とともに渋谷伊賀の名があげられている。

これに対して北山本門寺の中心的な檀越だった井出一族の多くは、今川氏敗走とともに流浪して、徳川氏や北条氏に召し使われることになった。かの有名な井出正次（志摩守）が徳川氏によって重用されることになり、本門寺の外護にも尽くしたのはこの後のことである。富士地方では武田氏領国化とともに、在地の小領主層も入れ替わり、そのため富士門徒の諸本寺の檀越層においても、勢力図の変化とともに、それぞれに盛衰があった、没落した名字も多い。

以上みてきたように、武田勝頼から再興安堵の判物を得た北山本門寺は、その四年後、新たに力をつけてきた在地の土豪の渋谷氏・和大夫（後藤）氏・三浦氏等の外護によって本堂・御影堂・天堂の三堂の再建をはたしている。

大石寺の場合、本堂・御影堂の再建を示す直接の資料はないが、次の二点が関連資料としてあげられる。

・主師筆本尊脇書

「天正十三年乙酉六月二十四日、大石寺信者中野对馬守吉定に天堂願主の褒美として之を授与す」^⑪

・院師筆本尊脇書

「天正十一年癸未二月十五日、大石寺衆中納言日与、御関伽褒美の為に之を授与す」^⑫

この二つの記録は、ともに天正十年三月の武田氏滅亡後で、徳川氏の領国となってからのものである。

天堂とは天経ともいい、早暁の諸天供養における天拝堂のことで、土壇上に屋根をつけた簡素なものであったと思われる。^⑬

中野氏は西山本門寺系の法華衆



掠奪してきた建具などで城砦を築く足軽（「真如堂縁起絵巻」）

で、同じく清氏等とともにこの頃から大石寺の檀那化していったのであろう。^⑭堀日亨師によれば、大石寺は上代においては鎮護国家の道場たるべきの理念から檀家を扱わず、戦国期頃になって井出氏（上井出在住）らが檀家となったという説を紹介している。^⑮

御関迦とは関迦水のこと。毎朝仏前に供える湧水井戸のこと。現在の大石寺では御華水と称している。中納言阿闍梨日与とは、元龜四、天正八年両度の「靈宝虫弘日記」にでてくるの寂日坊日誉のこと。おそらく日誉自から労役と費用を負担してお関迦水の整備をしたものであろう。この時代、僧侶は労役や農作業も修行の一環として当たり前のことであった。

他宗の一例をあげると連載(2)で紹介した「護国禅師雪斎遠諱香語写」（天正十五年）^⑯があげられる。

これによれば、河東第一の伽藍善得寺が戦火にあつて焼失した後久しく荒廃していて、天正十二年三月七日、雪斎の高

弟東谷は老後の余生を善得寺再建のために捧げようと決意して笈いを背負い富士山善得寺跡に来た。それからの東谷はほとんど野宿同然の生活で瓦礫の片付けから始めた。なれない重労働に手足を傷めながら、茨や灌木を伐り払ひ草鞋の貯えもないままに跣足で山谷を探し材木を集め竹を切り、川で洗い、昼は外野に行き茅を蒞り、夜は座して繩をない、漸くにして半間の小屋を作ることができあがつた。この小屋へ焼け残った雪齋の木像を安置し、自分はその足許に臥したといわれる。それから三年後の天正十五年十月六日、先師の三十三回忌に心ばかりの法要を営んだ。その時に捧げたのが「護国禪師雪齋遠諱香語」である。このように老僧自ら荒仕事に従事して再建を計ったが、善得寺の場合は天正十八年の豊臣軍による小田原攻めのおおりのを受けて資材を徴発され、努力は水泡に帰している。

がなされたことは、その時点ですでに仮本堂等の再建整備はある程度おこなわれていたとも考えられる。以上の例から考えると、天正七、八年頃に御堂等の仮建築はできたものと考えられる。

ちなみにこれより三十年以前の天文十八年、日我師が久遠寺再建時に書いた置文で、僧旦・僧衆の造営時の奉仕を「行体」^⑩と表現していることでも知れるように、北山本門寺、大石寺等の再建造営も僧俗あげて整地や雑役に携わったと思われるのである。^⑪

しかし有力な武将や土豪を檀那にもたない大石寺は本格的な再建が進まず、このことが後の主師失脚の伏線になっていたものと思われる。

補注

①北山本門寺本堂は「大石記」（富要集戦前版所載）によれば、「今の重須の本堂は昔之れ無く御影堂計りなり。然らに下坊の僧達、重須の僧衆の百文宛寄合して奏聞無尽を行なわる、折節故上人は御在国あり、奏聞申すべき人無くして當坊の僧衆にも談合せずして卒爾に御堂を立てられしは今の本堂なり」とある。また祖師伝中「日辰開山の御影堂の御棟札を拝見し奉れば御影堂は永仁六年の建立にして未だ本堂建立の棟札を見ざるなり、重須の本堂は開山御入滅の後「開山御滅度の」建立の旨大石寺の記に出でたり」とあり、日興上人滅後間もなく立てられたものようである。

大石寺の本堂は有師物語聴聞抄等に「本堂・御影堂」とある。

その他日尊門流では「穆作抄」に「馬来の法事勤行は本堂御影堂にては両座の勤行なり」とあり、さらに要法寺（五師伝中）、西山本門寺（辰春問答中）等、何れも本堂・御影堂が立てられている。

②静資中世三・三〇三一文書、富要集⑨一二頁、但し日向守を前者は「和夫」、

後者は「秩父」としている。ここでは「和夫」を「和大夫」と解釈した。

③日宗年表にも「天正六年、この年重須本門寺本堂再建」と記載しているが、その典拠もこの記録によったものと考えられる。

④静資中世四・七一〇文書、武田家朱印状写 後藤文書

⑤静資中世四・九二八文書、武田勝頼感状写 後藤文書

⑥元龜四年は七月二十八日に天正と改元。戦国期の東国においては改元がかなり遅れて浸透するのがつねである。

⑦静通史編②一〇六四頁

⑧静資中世四・九一二文書「……苦勞乍ら、三右(三浦右馬助員久)・朝駿(朝比奈信置)・小宮(小宮宮内丞) 其の他直参衆以下加勢候之様、催促あるべく候……」

⑨三浦員久は北山本門寺に年貢九百文を永代寄進しているが、寺家再興の一助としたものであろう。

「(懸紙ウハ書)「本門寺 三浦右

馬助」

定

重須年貢之内九百文、自当年永寄進令致候、弥武運長久之

御祈念奉憑者也、仍而如件、

天正四年丙子六月九日

(三浦)員久(花押)

本門寺」

⑩渋谷氏はもと相模国高座郡渋谷庄を本貫地とする武蔵秩父党の一族。その一族は薩摩国川内地方を領有して栄えた流れ以外は、後北条氏の武蔵制圧に際して衰退し、跡を留めない。その流れをくむ子孫が富士地方に残っていたものか。

⑪富要集⑧一九九頁

⑫富要集⑧一九八頁

⑬堀日亨「天拝集説」大日蓮大正十一年三月号

⑭富要集⑥三八頁「辰春問答」「(西山の僧俗名をあげ)……然るに蓮興坊・

本因坊等・清惣左衛門尉の一党・中野

一門等・六代を断破す可からざるの義……」また中野氏については武田家

朱印状の「郷中善悪改め役」に藤巻・佐野・遠藤・石川氏らとともに任じられていた。静資四・一三一文書

⑮堀日亨「隠れたる左京日教師」中に

「現に大石寺の檀頭たる井出氏の如きは古くは重須に墓所を設けしが、本山が漸くに檀家を扱ふやうになりて、全く重須を離れたるやに聞く」

⑯静資中世四・一九三三号文書

⑰静資中世三・一九五四文書「久遠寺置文」「……一、御堂之事、……至行体者……」

者……」

⑱もともと「普請」という言葉は禪語で、多数の僧に呼びかけて堂塔建造などの労役に従事してもらうことをいうが、有師物語聴聞抄(富要集①二四九頁)には「他の寺の僧坊にてはたらく事を普請すると云ひ、当家にては行鉢と申すと云ふ」とある。

戦国期における富士門徒の動向Ⅲ

武田氏の駿河侵攻と富士門徒〔十〕

菅野憲道

北山本門寺重宝没収事件

元龜二年（一五七二）末に結ばれた武田氏と北条氏の甲相同盟（甲相一和）も、そう長くは続かなかつた。

元龜四（天正元）年の武田信玄の死去、天正三年の長篠合戦での敗北、その後の徳川家康による遠江への侵略、越後の上杉謙信の死去など、武田・北条氏をとりまく政治状況は次第に変化し、領国駿河の安定も程なく揺らぎは始めている。

天正七年（一五七九）八月には武田勝頼が上杉景勝と同盟をむすんだため、甲相同盟は破れ、北条氏政は徳川家康と手を結ぶに至って、駿河・伊豆国境は再び

緊張状態となっている。

翌天正八年四月頃には武田軍と北条軍が駿東で交戦状態に入り^①、徳川氏も北条氏と呼応して、西から駿河諸城への攻略が激しさを増している。

天正九年に入ると、天下統一を目論む織田信長が、本格的に武田攻めに乗り出したこともあり、東西に強敵を抱えた武田氏は四面楚歌の様相を呈し、破局がせまりつつあった。

同年三月には高天神城（掛川市）落城が時間の問題となり、駿河東部では北条氏との海戦が激化していた。そうした不穏な空気の中で、富士門徒にとって、とんでもない事件が勃発した。北山本門寺

の重宝没収事件である。

この事件は、西山本門寺十三世日春が、武田氏に取り入って、日代門流こそが日蓮日興の正嫡であり、北山の重宝等も本来日代門流の継承すべきものと主張して、強引に奪取することを企てたものである。^②

日春は始め法善坊と称し^③もと京都一條上行寺の住僧で、広藏日辰とも交流があり、京と甲駿間を往返し、永禄五年には北山・西山・大石の和融を計るなど政治的にも手腕を発揮、後には不誂誦不造像をめぐり日辰と対立している。その後妙円坊と称し、永禄九年には日健の付囑を受けて西山本門寺に入山し、その後、

武田軍の駿河侵略の際には制札を申し受け、いち早く寺領安堵を受けるなど、武田氏からも厚遇されている。

西山末の甲府上行院や小田原上行院は日春を開基としており、寺伝等では日春が武田氏の出身であるとも伝えている。

この事件の関連文書については、「富士宗学要集8巻」、「同9巻」、「諸記録第4部」「千葉県史」にほぼ網羅されているので、それらを詳細に検証しつつ、事件の推移を述べてみよう。

(1) 事件の勃発

天正九年三月十七日、武

田勝頼の朱印状を掲げ、奉行の増山権右衛門が、興国寺城

奉行衆および西山本門寺衆を引きつれ、北山本門寺に押しかけたことについては、当

時の北山の訴状案に、

「一、今度西山より申し掠めらるゝ理



西山本門寺

不尽の御印判を帯び、去る三月十七日御奉行として増山権右衛門尉並に興国

寺の奉行其外西山衆、当寺へ押寄せ寺家門前悉く闕所候、」^④

「一、今度西山日春虚言を相構え明に御上意を申し掠め言上せしむる子細に依つて、御奉行として増山権右衛門並に興国寺の奉行衆は御朱印を以つて寺内並に坊中門前まで押入り闕所せしむるの事。」^⑤

とあつて明らかである。

日春は武田氏に訴えて「勝頼」の朱印を押しした印判状を申し請けたらしい。奉行人の増山権右衛門であるが、武田氏家臣で重臣・側近や大身の譜代中に増山の名を検出できない。恐らくこの時期、主な家臣は各地に出兵するなど多忙で、小禄の家臣がこの事件の奉行人として駿河に出張し、興国寺城の守兵の一部を引き連れて執行したものであろう。

その日のことは保田日我の記録にも記されている。

「辛巳三月、富士の西山に日春と云ふ大悪僧あり、年来様々の邪義を構へて

重須本門寺と取合ふなり、然れども事成らざる処に甲州に有徳の檀那あり是を語らひ巧言令色賄路を先として奉行国主に之を訴ふ、本門寺の御大事殊には二箇の相承を取らんとす勝頼許諾なり、」^⑥

文中の有徳の旦那とは府中上行院の開基檀越成田宗純入道などの商人をさすと思われ、日春が日代已来の住持職・宝物還付の宿望をとげんとして、これ等の有力檀越と計り「賄路を先として奉行国主に之を訴」えて起こした事件であった。

「仍て人衆百人ばかり日春に指し添へ本門寺へ向けらる、日春は門前に在つて、俗衆数多中に指し入り、いはせけ

謹言下北山本門寺の御大事なり日春

法早致至上甲州山北山本門寺の御大事

謹言下北山本門寺の御大事なり日春

相傳ふ所なり一に日春の御大事なり日春

北山を訪れた奉行衆の口上は、身延山重宝紛失の探索ということだった

るは甲州より御使なり、勝頼の御掟に云はく、身延山の重宝本尊等此程失せたり、之に依つて分国中の諸寺を御尋ね候、当寺の御大事箱直見申し候云云、時の住持日殿の云はく、当寺には全く左様のもの之無し云云、使衆云はく、是非分明に見申すべしと云云、日殿地躰は臆病にして又工夫浅き人にてあり、尤に候とてふるいふるい座を立ち御大事箱を取り出し、蓋を開け一々に是を見せらる、使衆云はく此箱急ぎ蓋を収め符を御付け候へ、こなたも封を付け申すべしと云云、其故如何、使云はく日春訴に依つて御披見有つて是非の判決あるべしと御掟

なり、急ぎ甲府へ越し申すべしとて其儘押取つて行く間、住持も衆徒も力及ばず」^⑦

北山を訪れた奉行衆の口上は、身延山重宝紛失の探索ということだった

が、それはその場しのぎの口実で、もとより日春が武田氏に訴えた趣旨は、A、西山本門寺の八通遺状、絵像、御遷化記録等が紛失したものを北山が隠している。^⑧

B、本門寺額・二箇相承等北山の重宝は日代が日興から授与されたもので、これの返付を請う。というものであった。

そのため検分に提出された御大事箱(笈であったか)等を丸ごと封印の上、「日春の訴に依つて(御館の)御披見有つて是非の判決あるべしと御掟なり」として、上意として没収するというのであった。百人もの武装兵士を前にしては日殿等はなすすべもなく、御本尊・聖教等の重宝がごっそり持ち去られてしまったのであった。

(2) 甲府への経路

没収された、重宝は直ちに甲府に持ち去

今に在府仕り^⑫て奉行所に参上、武田氏に訴えることになる。これには三月二十八日の訴状案、六月十三日の訴状案（二通）計三通が北山に残っている。

(3) 訴訟の打ち切りと日殿の断食憤死

ところが「重須日殿三月上旬より十月中旬まで在府之有り、甲府近習小路中河与三兵衛の所に宿するなり、然りと雖も両方決判無く無躰に米銭等の失墜迄にて落著無し^⑬」とあり、正確には三月下旬から十月中旬まで（もしくは十二月まで）双方手をつくしての訴えがあった。しかし、もとは日春と武田氏の策謀から始まった事件であるから、訴訟が進展するはずもなく、いたずらに歳月と金銭を費やすばかりであった。結句は、

「当山住持日殿を始め外七人同廿七日に甲府へ相詰訴訟仕候処、一切御許用之れ無きに依り、同六月十三日より極月に至る迄、門中一同訴訟仕候得共、曾て御取上げ之れ無く、剩へ旅宿迄も破却し衆僧

追われ候に付、是非無く本山へ罷帰り候^⑭」

という。武田勝頼はこの年九月に伊豆へ、十月からは戸倉城（清水町）攻めに出陣、帰国したのは十二月十九日であったから、もはや訴訟に関わる余裕などなかったのが実状であろう。この年末に北山衆・西山衆ともに甲府から追い払われたものと思われる。

その後「日殿翌年午正月朔日より生御影之宝前に閉籠り財還住之祈祷致して断食仕り、二月六日に相果て申し候^⑮」と記されたように日殿は断食参籠して命を絶っている。

この頃を消息を伝えた久遠寺日珍の書状写しが保田文書中にもある。

「(前略)

一 佐野善右衛門尉、去年（天正九年）霜月十三日炎焼被申候、年月御本尊等世具少々預置申候処二、聖教・世具者焼申候、御本尊等者、替身命取出被申候、此時罪障如何之由被 申候而、法体蓮久与

申候、此度茂乍早晚御尊形僧衆沙弥等迄引連、天子嶽麓布沢与申処二小屋入仕、彼造作苦勞御推察可有候、本意之上迄、馳廻被申候、

(中略)

一（重須）本門寺、去年従三月与西山日春法嫡諍論仕、遂二御大事、今度於甲府失却仕候、様体者少将公言上可申候、日殿者今年二月五日二死去候、御廻向可有候、殊□（後欠）^⑯

これを意識すると次のごとくである。

「一、（小泉久遠寺の檀越）佐野善右衛門の屋敷は天正九年十一月十三日に炎焼なされました（徳川軍または北条軍の放火によると思われる）。以前から御本尊・聖教・道具類を少々預けておきましたが、之れを焼失し、御本尊のみは身命を懸けて取り出しましたが、このことの罪障を思われて出家なされ入道蓮休と号しております。この度の戦乱（天正十年三月の織田・徳川・北条の武田攻め）においても、早々

と御本尊始め僧衆・沙弥までも引き連れ天子が嶽の麓、布沢と申すところに小屋入りして避難しましたが、彼の経済的負担やご苦労などご推察下さい。もとに着のうえまではと馳せ回られておりま

はじめ、寺家・百姓等は戦乱を避けて小屋入りしていた様子がうかがえる書状である。(以下次号)

補注

す。(中略)
一、北山本門寺は、天正九年三月から西山日春と正嫡の争論を起こし、ついに御大事(御本尊・聖教類)をこの度甲府にて紛失してしまいました。この事情は使僧の少将公義範から言上するはずです。北山の日殿は今年二月五日に死去致しました。御回向をお願いします。殊に……(後欠)

- ① 静岡県史資料編⑧一三〇七号文書。(武田勝頼感状)「今度伊豆浦及于行砌、梶原馳向処、挑戦郷村数力所撃破、殊敵船奪捕之由……、同一三三六号文書(武田勝頼書状)「一自興国寺指越候生捕如口説者、去大風雨ニ、敵船為始安宅悉破損之由候、」
- ② このことは、すでに西山開山の日代已来しはば北山と争われてきた事で、重須の坊職・御影堂・重宝等を返付するよう訴えた応永元年(一三九四)の日代申状古写本が西山本門寺に伝存する。富要集⑧188頁。

- ⑨ 富要集九卷24頁
- ⑩ 前記日殿申状案に「剩へ日代授与の裏書無きの条、日殿言上相違無きの旨曾根下野守も存ぜられ候事。」とあり、曾根下野守が北山の理解者だったことを示している。富要集九卷17頁
- ⑪ 富要集九卷23頁「二箇の相承紛失の由来……」
- ⑫ 富要集九卷17頁「日殿申状案」
- ⑬ 富要集九卷24頁「妙本寺古記」
- ⑭ ⑮ 「重須文書」(本宗史綱上404頁、本門寺並直末寺院縁起105頁)、但し本門寺縁起の方は人数を五人としている。
- ⑯ 千葉資料中世3・一四一号文書

ちなみに、日殿はかつて保田日我の弟子で小泉久遠寺の代官であったが、無断で北山本門寺貫首に転じたため、保田日郷門流と一時不和となり、のちにはこれを謝して和睦通用していた。

天正十年初め、北山日殿が参籠して断食死したころ、富士地方には戦火がくすぶり

- ③ 夏期講習録第4編211頁「富士與当家異儀」
- ④ 富要集九卷17頁「日殿申状案」
- ⑤ 富要集九卷16頁「本門寺申状案」
- ⑥ ⑦ 富要集九卷22頁「二箇の相承紛失の由来……」
- ⑧ 日殿申状案(富要集九卷17頁)に「其上彼の筆記並に絵像、御遷化の記録等、重須に之無く」とあって(紛失した)西山の重宝が重須